

令和6年第1回山北町議会定例会の経過（3月6日）

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。（午前9時00分）
- 本日の議事日程はお手元に配付をしたとおりであります。
- 日程第1、議案第6号 山北町第6次総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 議案第6号 山北町第6次総合計画基本構想の策定について。
- 山北町第6次総合計画基本構想を策定することについて、山北町議会の議決すべき事件に関する条例本則の規定により、議会の議決を求める。
- 令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。
- 提案理由でございますが、山北町自治基本条例第14条の規定により、山北町第6次総合計画基本構想を策定するため提案するものです。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 企画総務課長。
- 企 画 総 務 課 長 それでは、議案第6号 山北町第6次総合計画基本構想の策定について御説明申し上げます。
- 若干お時間をいただきます。
- 最初に総合計画を策定するに当たりましては、町民目線で分かりやすく表現にする、分かりやすい文章にするということを心がけました。また、従来から実施している町民アンケート調査だけではなく、初めての試みとして町民ワークショップや中学生ワークショップを開催するなど、様々な立場の方々から本町の将来についての御意見をお聞きいたしました。
- また、各分野の町民の代表者や公募委員で構成する総合計画審議会においては、昨年の3月から7回にわたり慎重かつ熱心な議論をいただき、町民の皆様のお考えが反映された計画案を取りまとめていただきました。
- さらに、議会全員協議会においても3回御説明させていただき、議員の皆様方からも様々な御意見や御提言をいただきました。改めて策定に関わった

全ての皆様に深く感謝申し上げます。

それでは、目次をお開きください。

議会にお諮りいたします基本構想は、第1章総合計画の策定、第2章まちづくりの課題、第3章町民意識、第4章将来像、第5章将来人口フレームと土地利用、第6章重点プロジェクト、第7章分野別構想で構成しております。

それでは、2ページをお開きください。

総合計画の策定の目的と位置づけでございますが、総合計画は山北町自治基本条例に基づくものであり、協働のまちづくりを進めるに当たり、基本的な考え方や山北町の将来あるべき姿に向けた行政運営の指針となるもので、町の最上位に位置づけられる計画でございます。

また、ページ下段を御覧ください。米印で分かりづらい用語は解説を記載しております。

3ページを御覧ください。

計画の構成でございますが、第5次総合計画に引き続き、基本構想と基本計画の二層構造といたしました。基本構想は令和6年度を開始年度として、令和15年度を目標年度とする10か年の計画でございます。基本計画は、前期5か年、後期5か年としておりますが、社会情勢の急激な変化が生じた場合は5か年にこだわらず、柔軟に見直しを図ることとしております。

4ページをお開きください。

全国の多くの市町村に共通するまちづくりの課題を記載しております。

1、人口減少と少子化・高齢化。2、デジタル技術による変革、デジタルトランスフォーメーションと環境に優しい技術による変革、グリーントランスフォーメーション。3、国際社会の変化と影響。4、気候変動への適応と防災対策。5、住民意識や生活の多様化。6、SDGsへの取組を記載しております。

6ページをお開きください。

全国の市町村の課題の中でも、山北町を取り巻く課題として記載しております。

1、地域医療・救急医療体制の確保・継続では、安心して受けられる日常の医療や救急医療体制が求められ、足柄上地区全体として医療体制の充実に

取り組む必要があるとしております。

二つ目、福祉・介護サービスの整備、充実、高度化では、高齢化の加速とともにサービスが多様化してくる中、介護福祉人材の不足が懸念されるので、近隣市町、事業者と連携して人材育成や確保を図るとしております。

三つ目、少子化に伴う学びの教育環境づくりでは、児童・生徒数の減少に伴い、総合的な学びを保障し、高めていくための教育環境づくりが必要としています。

四つ目、文化財の保存と活用では、文化財や地域に伝わる伝統文化に対する理解を深め、認知度を上げるための文化財の保存活用につながる取組を行うことが必要としています。

五つ目、大規模災害への備え、防災意識の向上では、あらゆる災害を想定した強いまちづくりを進めるとしています。また、自助・共助・公助の役割を認識し、被害を最小限に抑える取組が重要としています。

六つ目、空き家・空き地遊休地の有効活用では、町内には管理されていない空き家や空き地が散見されるので、空き家の有効活用を図っていく必要があるとしています。

7、人口減少、少子高齢化に伴う地域コミュニティへの強化では、人口減少に直面しながらも、コミュニティ活動の活性化につながる施策を、共同で進めていくこととしています。

8、遊休農地対策では、高齢化等により遊休農地が拡大し、農地が適切に利用されないことが懸念されるので、農地の集約化や農業体験による関係人口の増加など、地域内外からの担い手確保が必要としています。

9、森林の持つ多面的機能の持続では、町の面積の90%を占める森林は、水源の涵養、土砂災害や地球温暖化の防止、林産物の供給、保健休養の場の提供など多面的機能を有しており、将来にわたり森林整備を推進する必要があるとしています。

10、山北駅周辺商店街の空洞化、就労希望者のニーズの変化では、町の玄関口である山北駅周辺は高齢化や後継者不足等の理由で廃業し、空洞化が進んでいる。また、就労希望者のニーズの変化に伴い、希望職種と就労の場のマッチングが低迷していることから、町商工会と連携して、商業活動支援や

雇用の安定を図る取組を進めることが必要としています。

11、地域の実情にあった公共交通の確保、利便性の向上では、事業者と連携してJR御殿場線、富士急モビリティの輸送力を維持していくことが必要としています。また、公共交通のない地域に住んでいる方が移動に困らないまちづくりが急務としています。

12、（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺整備による土地の有効活用では、「道の駅山北」、「河内川ふれあいビレッジ」など観光施設を再整備し、町の新たなゲート景観づくりを進めていくことが必要としています。

8ページをお開きください。

町民アンケートの結果を記載しています。町民アンケートは、満18歳以上の町民の方に郵送し、1,271名の有効回答をいただきました。

9ページの中段を御覧ください。

アンケート結果となりますが、今後の町の人口対策はでは、「できるだけ人口が増えるように対策を強化すべきだ」が52.4%と過半数を超えています。町の人口を増やすまたは減らさないために大事だと思うことはについては、「交通の利便性の向上」が58.4%と最も高く、続いて、「企業誘致や既存産業の振興など働く場所の確保」が36%、「日常の買物環境の充実」が32.9%となっています。

10ページをお開きください。

第5次総合計画で町が推進してきた取組の中で何が重要であるかについては、「災害に強い安全安心のまちづくりの推進」が75.1%と最も高くなっています。

12ページをお開きください。

山北町で活動されている9団体への調査をさせていただきました。回答として抱えている課題では、人員の減少、高齢化、役員のなり手不足、後継者問題が課題であると回答いただきました。

13ページは、山北町に移住・定住された方へのアンケート結果です。移住したきっかけは、「よい物件があった」、「自然環境がよい」が多くありました。

14ページをお開きください。

町民ワークショップの様子です。参加した方が方々が描いた10年先の山北町の姿では、東京近郊にある深い自然、手つかずの山や川、深い森が残っている、若者のチャレンジを支え空き家・空き店舗を活用している、新しい価値観を取り入れ、実現しやすいまちづくりになっているなどの感想が聞かれました。

15ページは、中学生によるワークショップの様子です。50年後の山北町の姿では、産業をもっと発達させて活気を生む、山北町の発信を多く行い、たくさんの人に来てもらう、伝統ある祭りを絶やさず、みんな楽しんでいるなどの感想が聞かれました。

16ページをお開きください。

将来像として、「みんなでつくる ころ豊かに暮らせるまち やまきた」と決めました。山北町は自治基本条例で、町民、行政及び議会が互いに協力して協働によるまちづくりを行うことを規定しています。これまでも多くの方々の意見に耳を傾け、協働によるまちづくりを進めてきました。そしてこれからもみんなでまちづくりを行う姿を追い求めていきます。

また、心豊かに暮らすためには心身の健康が第一です。長生きできる、子育てしやすい、地域の人たちと支え合っているなど、日々の生活に充実感を感じられるような取組を進めていきます。

17ページは、「みんなでつくる ころ豊かに暮らせるまち やまきた」の考え方の下、具体的に描くまちの姿を8項目からビジュアル化いたしました。

関係人口が増加し、地域経済が活性化している。森林の保全等利活用が進み、山北町らしい美しい森林が継承されている。生産組織や担い手が育成され、付加価値の高い特色ある農業が展開されている。防災・減災の取組が進み、町民の生命や財産が保護されている。移動・買物・介護に困る方が発生せず、町民サービスが行き届いている。教育プログラムが評価され、山北町へ教育を目的とする移住者が増えている。町民の多くが幸せを実感して暮らしている。人口の減少比率が抑制され、若者の比率が向上している。

18ページをお開きください。

計画の目標年度である令和15年における人口目標を8,100人と設定いたし

ました。将来における山北町の人口は、近年の少子高齢化の進展が継続するものと予測され、年少人口と生産年齢人口は減少し、町の総人口も減少する見込みとしています。そうした中でも、将来像である「みんなでつくる　こころ豊かに暮らせるまち　やまきた」の実現に向け、良好な生活環境を創出し、まちの活力を高めていくこととしています。

20ページをお開きください。

土地利用の基本理念では、環境負荷の少ない持続的な発展、町民の福祉の向上と町土の均衡ある振興に寄与することとしています。また令和9年度に供用開始を予定されている新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジを活用し、さらなる定住対策と産業振興を展開することとしています。土地利用の基本方針は記載している3点とし、計画的な土地利用の実現を図ります。土地利用の配慮事項は、強靱な町土の形成など記載している5点としています。

21ページでは、施策展開の柱として、住宅供給、企業誘致、観光振興、地域の拠点づくりの4点としています。

22ページをお開きください。

特に重要と考えられる取組を重点プロジェクトとして、二つ設定いたしました。重点プロジェクトに関連する事業は優先的に実施していくこととなります。

一つ目の関係人口・定住人口拡大プロジェクトでは、五つの施策を展開しています。

施策1、スマートインターチェンジ周辺土地利用構想の実現は、旧清水小・中学校、旧三保保育園の跡地活用などです。

施策2、効果的な土地利用や施設等の利活用は、丸山地区町有地や中川地区町有地などの土地利用などです。

施策3、オンリーワンの磨き上げは、蒸気機関車D52を活用した誘客を図るなどです。

施策4、より一層の移住・定住対策は、民間と連携した空き家バンクの活用などです。

施策5、町の魅力を高める情報発信は、町の魅力を町内外に積極的に発信

し、町の認知度を上げるなどです。

23ページをお開きください。

二つ目の重点プロジェクトとして、魅力向上プロジェクトでは六つの施策を展開しています。

施策1、より一層の子育て支援は、妊娠、出産、育児と切れ目のない支援や助成制度の充実などです。

施策2、誰一人取り残すことのない支援は、災害時に迅速な対応が行えるよう、避難行動要支援者制度の体制整備などです。

施策3、未来へつながる教育・保育の推進は、ゼロ歳から15歳までの一貫教育・保育などです。

施策4、防災対策の充実は、防災・減災に向けた災害に強いまちづくりなどです。

施策5、恵まれた自然環境の保全・活用は、自然環境の保全・整備や木材の利活用などです。

施策6、生活交通・移動手段等の確保では、地域公共交通計画に基づき、将来にわたり、誰もが利用しやすい新たな移動サービスの導入などです。

26ページをお開きください。

基本計画に記載している6項目、健康福祉分野、教育文化、生活環境、産業振興、都市基盤、行財政の各分野で事業展開する方向を記載しております。

健康福祉分野では、町民一人一人の心身両面の健康づくりを支援し、困ったときに寄り添い、誰一人取り残さない福祉を実践します。基本計画において、健康、地域医療、地域福祉、低所得者福祉、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の分野ごとに施策や事業を展開します。

教育文化分野では、次代を担う人づくりを進めるとともに、先代が築いてきた歴史や文化を受け継ぎ、発展させていきます。基本計画において、教育・青少年・生涯学習・生涯スポーツ・文化活動・人権の分野ごとに施策や事業を展開します。

生活環境分野では、安全・安心のまちづくりを進めるとともに、環境に配慮した暮らしやすいまちづくりを推進します。基本計画において、防災・安全対策・環境・住環境・コミュニティの分野ごとに施策や事業を展開します。

産業振興分野では、働く場所を確保し、地域経済が活性化するよう取り組むとともに、労働環境の向上に取り組めます。基本計画において、農林水産業・商工業・観光業・労働の分野ごとに施策や事業を展開します。

都市基盤分野では、都市計画や土地の有効活用を進めるとともに、生活に欠かせない公共交通の道路整備を進めます。基本計画において、都市基盤・交通基盤の分野ごとに施策や事業を展開します。

行財政分野では、町民ニーズに対応した柔軟性や機動性のある行政運営・財政運営を進めるとともに、地域間や広域における交流を進めます。基本計画において、行政経営・交流・行政分野の各分野ごとに施策や事業を展開します。

27ページから基本計画となります。

32ページを御覧ください。

基本計画なんです、一番上段にこの計画からSDGsの関係のアイコンをこのように記載しておりますので、御承知いただきたいと思います。

なお、町民の皆様には、山北町第6次総合計画のダイジェスト版を全戸配布させていただきます。また併せて、町ホームページに総合計画の全編を掲載するとともに、4月の広報紙で策定したことをお知らせすることとしております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第6号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11 番の児玉でございます。

いよいよ向こう10年、この町の最上位計画といいますか、これが本議決をもってスタートするという運びになるかと思いますが、我々議会にも全員協議会等で説明もありました。そして、この策定に至るまでは、計画審議会等でいろいろ意見交換がなされてここまで来てるものと思われませんが、ここは本会議という場でもございますので、ある意味では議事録にも残しておかなければいけないといったところもありますから、全員協議会とか私も過去一般質問もさせてもらいましたけれども、ちょっと重複する内容等もあるかも

しませんが、ちょっと何点か確認・質問をさせていただければと思います。

初めに、この基本構想策定に向けて、改めて先ほど審議会という話もありました。基本構想だけでなく、おそらく基本計画の部分も全て審議会のメンバーが携わっていただいているとは思いますが、改めてこの計画審議会のメンバー構成といいますか、あとこれまでどういったプロセスを持ってここまで来たのかといったところを先ほど7回とかいうお話もありましたが、もう少し詳細にどういった形でここまで進められてきたのかといったところ、メンバー構成も含めてお願いします。

議 長

企画総務課長。

企 画 総 務 課 長

どういう形で総合計画を策定して今日に至っているかということだと思うんですが、まずこの第6次総合計画、令和4年度、5年度の2か年で策定のほうはさせていただきました。

策定に当たり、当初から、まず基本調査等の実施・分析、あと町民アンケートですね。あとその他町民等からの意見の収集として、山北高校の連携の、地域連携の発表会の数年分、あと子ども議会の数年分の提案、それらを整理させていただきました。あわせて、中学生のワークショップ、町民ワークショップ、あと座談会ですね。こちらは何年か分の意見のほうを取りまとめさせていただきました。それらを基に、第5次総合計画の評価・検証、そういうものも行い、その後に基本構想の策定、基本計画の策定等を行っております。

この基本構想の策定、基本計画の策定に当たっては、会議体を二つ設置いたしました。まず、役場内に策定推進会議。これは町長をはじめ三役と、あと全課長からなる会議体です。この会議体で、ある程度それぞれ基本構想の部分、検証の部分等をその都度議論して取りまとめます。そうしましたら、今度それを外部の委員からなる、先ほど議員からも言われた総合計画審議会、そちらに諮って、それでいいのか。これはもう一回見直せとか、今回かなりあったんですが、これじゃ駄目だからもう一回役場に持って帰って見直せというような、そういうやり取りがありました。

この総合計画審議会、こちらは総合計画審議会規則というのが町のほうで規定しておりまして、こちらは16名以内で構成するようになっておりまして、教

育委員会の構成員から1名、農業委員会からの委員が1名、公共的団体から7名、学識経験者から3名、公募による者4名となっております。今回もこの枠をぎりぎり使いまして、16名で審議のほうをしていただきました。

公共的団体7名というのは、今回は連合自治会長の会長、観光協会の会長、商工会の会長、社会福祉協議会からの会長、森林組合の代表、消防団長、JAかながわ西湘の理事の方で7名。あと学識経験者3名、こちらは東海大学の教授、この方には会長職も担っていただきました。あと町の副町長、県政総合センターの副所長ですね。この3名。これらの16名の方が、先ほども申しましたが、7回会議のほうを開いていただきまして、会議の進め方も今回は資料をもう事前に配付させていただきました。

会議の時間が半日ずつ取ってあったんですが、会議のごとに1から10まで資料を説明することはせずに、そんな時間があつたら中身の議論をするというのが委員さんなんで、事前にですからお配りした資料を全部点検していただいて、当日はそれに対して、これがいいか悪いかというような議論を続けさせていただきました。

以上です。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 児玉です。

今伺いますと、多種多様な分野の方々から、おそらく山北町を代表する方、または町内外から有識ある方々が新規計画に携わったといったところは伺い知れました。

先ほどこちょっと町民アンケートの話もありましたけど、中身見ると42.4%ですかね。この辺がちょっと多いか少ないのか、ちょっとよくあれですけれども、その辺のまず印象を伺いたいなというところと、あと新しい取組として町民ワークショップなんかもやったといったと。これ私思うに、町民ワークショップ非常にいい取組だと思うんで、今回はおそらく策定に向けて町民ワークショップやったんじゃないかなと思うんですけど、やっぱりこういったところの声を拾い続けるといったところにおいては、総合計画策定のためだけでなく、やっぱり向こう10年間を見据えて、定期的にこういうワークショップ的なところ、あと中学生とか高校生とかの意見を拾い続けるとか、

そういうような姿勢が必要なんではないかなと思うんですが、その辺りというのはお考えはあるんでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 まず町民アンケート、40数%の方から回答をいただきました。私ちょっとあんまりほかの町の状況は分からないんですが、支援事業者の話ですと、山北町は回答率が非常にいいですねということは意見をいただいています。これ10年前につくったときも、あのときは5割を超えたんじゃないかと思うんですが、こんなに来るんだということで支援事業者もちょっと感心をしてました。

ですから、かなり町民全体の意見・考えというのは、これで拾えてるのかなと。ですから今回も、防災が非常に重要、災害対策が非常に重要というのは役場の職員もみんな感じているところです。あと、町民の生活だと生活交通ですね。これが喫緊の課題だというのが回答返ってきました。これも町としても考えてることはそういう方向で考えてますんで、かなりというか、座談会でもそういう意見を聞いてますので、ちょっとこのアンケート結果は非常に反映しているものだと考えてます。

あと、今回ワークショップを初めてということで、私も参加させて、ただ横で見て聞いてただけなんですけど、本当にいいなと思いました。町民ワークショップは、今回30代・40代ぐらいの、個人情報なのでそこまで集約してないんで分からないんですが、意見を聞きました。町では座談会もやって地域でやって、確かに座談会でもしっかりした意見をいただくんですが、今回のワークショップちょっと年齢層が低かったんで、かなり違う意見も町の見方としていいところを見るというんですか、そういう意見も非常に。だから自然がある、山がうんと深いというのを悪いほうに取るのではなくて、それをじゃあどう活用して、どうやっていこうといったほうがいいんじゃないのかという意見も聞けました。

あと、中学生のワークショップ。これは学校のほうにお願いしまして、中学1年生・2年生の方、20人の方に出ていただいたんですが、それを2グループに分けて、最初はSDGsの講演をさせていただきまして、その後50年後の山北町ということだったんですが、それぞれみんな意見があって、全部

で100ぐらい意見が出ましたよね。100件ぐらい意見が出て、やはり私が役場の職員が考えるより、もう全然もうちょっと夢があるような話が非常に多かったです。だから、現実を知っている役場の職員より中学生とか若い子たちがうんとこんなによくなればいいんじゃないという意見聞けましたので、そういうワークショップも今後もやればということに進めていきたいと思います。

以上です。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 私からは最後にしますけれども、そういった新しい取組、ワークショップも含めて若い世代の声を拾い続けるといったところは、何かの機会をお願いをしたいと思ってます。

最後に、「みんなでつくる こころ豊かに暮らせるまち やまきた」、これ町長に伺いたいんですけども、10年先、2034年ですかね。これが「こころ豊かに暮らせるまち」というのが山北になるためには、この辺も記載はありますけれども、改めて町長からの強い熱き思いというんですかね。この場でちょっと表明をしていただければと思うんですが、町長いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 私としては、今回、審議会及びワークショップ、それぞれの方に真剣に考えていただいて、町の強さとか弱さとかそういったところを考えていただいたんで、標語にしても何度も何度も直して、最終的に「みんなでつくる こころ豊かに暮らせるやまきた」というふうになったというふうに承知しております。そういった意味では、やはり皆さんに真剣に考えていただいて本当によかったかなというふうに思ってますし、また座長をやっていた東海大学の前田先生からも、非常にこういうのはいろいろ自分もやってきたけども、非常に白熱した討論であったということで、非常に有意義であったというふうに伺ってます。私としては、非常にすばらしいものができたんじゃないかというふうに思っております。

議 長 ほかに質疑のある方。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 大変町民の意見を基に、また各世代から多様な意見を基にいい構想ができ

てこの計画ができてると思うんですが、前回は申し上げましたけれどもやはりできました。私たちは、この総合計画に基づいた予算になっているかということを考えながら検討していかなくちゃいけないということも含めて、経過というか、町民の満足度とか経過の様子を成果評価は町内ではしていると御答弁いただきましたけど、これを住民評価委員会じゃないですけど住民会議みたいな形で、もっとできたものをどう使っていくかという方向性については、やはり育てていくってことで必要だと思うんですが、お考えは。

議 長
企 画 総 務 課 長

企画総務課長。

先ほど審議会からの答申を、町長のほうが2月26日に受け取ってるんですが、この答申の中で、基本構想・基本計画でやっていくということなんですが、五つ注文がついておりまして、そのうちの一つがまさに今議員さんが言われた評価・検証の関係ですね。これは審議会の中でも常に議論されてたんですが、町の中でどう評価・検証されているのかということで、現在大きな評価・検証というのは、全体を見るのは5年に1回。今回も427の事業を細かくできてるか、できてないか、今後必要かということを庁内会議、または外部会議のほうで常に議論をいたしました。その中で、そういうものを今後はもうちょっと短いスパンで、1年に1回が理想なんですが、必ず1年に1回427の事業ができなければその年は福祉分野、その年は行政分野とか、そういうやり方で分けることも可能なので、ともかくもうちょっと細かい検証とか見直しを進めていきなさいというのが答申のほうでいただいております。

議 長
5 番 瀬 戸

瀬戸恵津子議員。

まさしくそうだと思うんです。5年に1回じゃなく、1年大変でしょうけれども、それも完成したとかそういう意味のことではなくて、満足度とか重視度とかそういう視点からでも評価できると思いますのでぜひ、私なんかも面白いなと思って、このニセコを取り寄せてるんですけど、1年ずつで柔らかいんですね、評価の仕方も。できてないじゃないかとかそういう切り口がなくて、町民にも分かりやすい。見ても誰が読んでも分かりやすいような仕方で、そういうようなところもぜひ取り入れて、ぜひこの構想がいいだけに育てていくことが私たちも責任あると思いますが、いきたいと考えております。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 ありがとうございます。

この評価・検証の仕組みづくり、早急にこれから練っていくんですが、それに当たっては、今議員さんがいただいた提言を参考にさせていただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑のある方。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 10年一昔と言いますけども、早い10年だったなというふうに考えております。そして、参事兼企画総務課長におかれましては、山北町の自治基本条例も中心につくって、そしてこの10年の総合計画も中心につくられて、大変感謝というか敬意を表したいところだと思いますし、関係された方々に改めて私一議員としてもありがたいというふうに感謝申し上げます。

10年一昔ということの中で、山北の駅、昨日も一昨日でしたっけ、町長が車で来る方は新しくできるスマートインターチェンジが一つの玄関口だ。そして、電車で来られる方はやっぱり山北駅が玄関口だよと。私もそのとおりだというふうに思っております。この10年の中で、P F I で造った北側住宅。駅の北側の住宅が整って、そしてコンビニができたり集会所ができたり、若干景色は変わってきたというふうには認識しております。

しかしながら、7ページに書いてある山北町を取り巻く課題の中で、12項目ある中で、やはり一番この10年動きが私自身つかめてなかった。あるいは議論がされてなかったと思われるのが10番目の山北駅周辺等の商店街の空洞化。ここが10年間私も議員をやらせていただきながら思うような発言もできず、自分自身も苦しんでいた課題でありますけれども、ほかの項目についてはどういう形であれ少しずつ議論をされたり動いたり、取り組まれたのかなと思います。

10年前のことを言ってもあれなんで、将来の10年間の中で、この絡みについては山北駅周辺の絡みについては、例えば21ページの施設展開の柱の4番目として地域の拠点づくりで、山北駅の生活の拠点の整備だとか、あるいは22ページの重点プロジェクトの施策2の中で、やはり山北駅・東山北駅周辺を整備推進し、にぎわいを創出したいよというような。これはこのとおりだ

と思うんですね。しかしながら、今、瀬戸議員も言われましたけども、これをつくって、いよいよこれからが肝腎なところで、これからいかにスタートしていくかが肝腎なところだというふうに考えてます。

本日の議題は、構想の策定についてということでありますけれども、特に7ページの10番目の山北駅周辺等商店街の空洞化。これについて今後の10年間、どんな考え、思いを持ってやられているのか。その辺の説明をさせていただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、山北駅前の商店街だけではございませんけど、山北駅の周辺についてはなかなか私もやりたかったんですけど、なかなか進まなかったというのは事実だというふうに思ってます。

私の考えとしては二つあります。まず、内部の商店街を地権者であるとか御商売やってる方が、自らやる方法。これが一番本当は望ましい。もう一つは、外部から開発していただく。こういったような二つの方法を取らなければ、なかなか実際には進まないだろうというふうに思ってます。

東山北については、そういう意味では外部からそういうような業者に入ってきていただいて、今のような形が少しできております。また、それについては地権者の方にも協力していただいているということでございますので、私としては今後の10年間ににおいては、今の二つの方法を主体に進めていきたいというふうに考えております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 構想の話で少し細かい話をして大変恐縮なんですけれども、今の町長の考え方、いろんな意見、いろんな角度からの目で、そして改めて先ほどの課長の答弁じゃありませんけども、若い中学生の意思感覚と我々と違うよというようなこともありますので、年齢あるいはその中、外限らず、とにかくいろんな議論をしていただきたい。切にそれが願うばかりです。

そして先般も一般質問等でちょっと出てましたけども、JRの山北駅がここ数年で解体というか、トイレも造らないよ、縮小していくよと。その中で大変町長のすばらしい発言だなと思ったのは、コミュニティの足柄駅ですか。私も隈研吾さんのということもあるし、お隣の町長・議員等も交流をさせて

いただいて、あそこに研修を行かしていただきました。ああいったコミュニティを含めてやっていく、取り組んでいきたいよという意見。これは非常に価値のある重要なことだと思っております。

商店街は、あそこの駅が中心になって展開していくものだと思いますので、そういったことの駅の改修、山北町も積極的に加わる。まだノウハウは小山からしっかりと確認していないけども、そういったことでやっていきたいよというお話が出ましたので、ぜひ山北駅を中心に商店街の空洞化をどのように対策をしていくか詰めていっていただきたいというふうに考えております。

議 町 長 町長。

町 長 おっしゃるように、私のほうとしても山北駅はやはり鉄道の玄関口、鉄道の町としての山北町の駅でございますので、そういった意味では一番大事な駅だというふうに考えておりますので、その駅舎については小型化ということではなくて、やはり皆さんに知恵を出していただいてそれなりのものを玄関口にふさわしいような駅にしていきたいというふうに考えております。

議 長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、議案第6号について討論のある方はどうぞ。

討論ないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成者は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第7号 山北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第7号 山北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第7号について御説明申し上げます。2枚目をお開きください。

山北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。初めに概要でございますが、令和5年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正が公布され、情報連携を行う特定個人情報の規定の見直しがされました。あわせて、健康保険証とマイナンバーカードの一体化により、令和6年秋に健康保険証の廃止が予定されております。

今回の条例改正は、マイナンバー法等の一部改正によるマイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し、及び今後福祉医療費支給事務において、医療保険確保による保険情報を得るためには、個人番号による情報連携が必要となることから、当該事務に利用する特定個人情報に医療保険給付関係情報を加える必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきますので、3枚目をお開きください。

定義。第2条6号の後に、「7号、特定個人番号利用事務、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう」及び「8号、利用特定個人情報、法第19条8号に規定する利用特定個人情報をいう」を追加いたしまして、個

人番号の利用範囲、第4条3項中、改正前「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を改正後「特定個人番号利用事務」に。改正前「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を改正後「利用特定個人情報」に。改正前「当該特定個人情報」を改正後「当該利用特定個人情報」に改めるものでございます。

裏面をお開きください。

別表第2の特定個人情報欄について、改正前「地方税関係情報であって規則に定めるもの」を改正後「地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」に改めるものでございます。なお、別表第2を全部改正といたしましたが、期間欄及び事務欄についての改正はございません。

それでは、2枚お戻りください。

附則。

施行期日、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 長 説明が終わりましたので、議案第7号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、議案第7号を採決いたします。原案に賛成者は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第9号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 長 議案第9号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例の制定について。

山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行及び令和5年の人事院勧告に基づく職員の給与改定に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

企画総務課長。

企 画 総 務 課 長

それでは、議案第9号、山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となったものです。また、令和5年の人事院勧告に基づき、給与表を改正するものです。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。6枚おめくりください。

第3条は、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を含めることを規定するものです。第14条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、一般職に倣って支給する規定です。2項は、1会計年度内に任期が6か月以上となった場合に支給できる規定です。

1枚おめくりください。

第22条の2、第1項はパートタイム会計年度職員の勤勉手当は一般職に倣って支給する規定です。第2項は1会計年度内に任期が6か月以上となった場合に支給できる規定です。別表第1は、フルタイム会計年度任用職員の給与表で、平均改定率は1級が5.2%、2級が2.8%です。

それでは2枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第9号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

それでは、質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第9号を採決いたします。
原案に賛成者は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。
日程第4、議案第8号 山北町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第8号 山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。
提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。
企 画 総 務 課 長 それでは議案第8号、山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。
最初に、条例改正の概要でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより、育児休業をしている会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となったものです。

2枚おめくりください。

第7条第2項は、勤勉手当支給要件から除外されていた会計年度任用職員の規定を削除するものです。第8条は、会計年度任用職員の定義規定をする

ものでございます。

それでは1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第8号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第8号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。
日程第5、議案第10号 山北町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第10号 山北町税条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。
提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。
町民税務課長 それでは、議案第10号について御説明申し上げます。
2枚目をお開きください。
山北町税条例の一部を改正する条例。
山北町税条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正は、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、１、個人町民税の個人均等割の非課税に関する規定の整備、２、森林環境税の賦課徴収の開始に伴う規定の整備、３、上位法の改正に伴う適用条文の項ずれの整備、これら三つの規定改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表の１ページ目を御覧ください。

個人均等割の非課税第９条は、町民税の個人均等割の非課税判定に用いる扶養親族の範囲について、「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」という文言を追加しております。これによりまして、国内に居住している親族で30歳以上70歳未満の方につきましては、留学生であつたり障がい者、また年間38万円以上の送金を受けている方の場合を除きまして、令和６年度課税分から控除対象扶養親族の範囲から除外されることになります。

給与所得に係る個人の町民税の特別徴収第17条は、「令和６年度から国税である森林環境税が新たに課税され、その賦課徴収に当たっては町・県民税の均等割と併せて行う」という内容の文言を追加するものでございます。

附則。

第12項及び第13項は上位法の改正に伴う適用条文の項ずれを改めるものでございます。

それでは議案の２枚目、附則からを御覧ください。

附則。

施行期日。第１項、この条例は公布の日から施行する。

町民税に関する経過措置。第２項、改正後の山北町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和５年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第10号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第10号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第11号 山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた
します。
提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第11号 山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、厚生労働省令の一部改正により、放課後児童健
全育成事業者に安全計画の策定が義務づけられたことに伴い、本条例を改正
する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 それでは、議案第11号について御説明を申し上げます。

初めに、本条例は放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定めたもので、
児童福祉法により条例で定めなければならないと定められてございます。今
回、厚生労働省の省令により、安全計画の策定が義務づけられたため改正を
するものでございます。

それでは、詳細は新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

3枚目をおめくりください。

第6条の次に、第6条の2と第6条の3の2条を加えるものでございます。
第6条の2、第1項では安全計画の策定を明記し、第2項では安全計画の職
員への周知・研修及び訓練の実施、第3項では保護者への周知、第4項では

安全計画の見直しを定めてございます。

第6条の3につきましては、移動の際の自動車における置き去り防止等を定めてございます。

それでは、1枚お戻りいただきまして、改正文の最後、裏面になります。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第11号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。
すみません。初歩的なところでしたら大変恐縮ではございますが、これは児童クラブに関することと冒頭ありました。山北でいえば、外部委託を進めているところだと思うんですけど安全計画、ちょっとどういったものなのかがあまりピンとこないんですが、外部委託で進めている当町にとっては、これというのはどうなんでしょう。もともとなかったですかね。この辺、まずちょっとお聞かせいただきたい。

議 長 こども教育課長。
こども教育課長 現在のところ、町で設置し運営のほうを委託している、町のほうはそうなっております。町のほうで委託しております児童クラブにつきましては、防災マニュアル、緊急対応マニュアル、防犯マニュアル、これはございます。今回の安全マニュアルというのは、施設内のどこが危ないとか、こういう施設が中でのヒヤリハット等のそういうところの確認のマニュアルということになってございます。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 なるほど。そうしましたら、そういうマニュアルを整備されたらどういう運営をなされていくのか。例えば、月に1回点検なりチェック表みたいなのが管理をしていくのか、それは町に報告が毎回あることなのか。その辺の運用ルールみたいなものというのはどういうふうな形になってるんでしょう。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 現在のところイメージしていますものは、今議員がおっしゃったように安全点検月1回をして、そのほう毎月委託の報告がございます。それに一緒につけていただくというような考えでは今のところございます。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 分かりました。運用ルール等もこれからちょっと徹底していただいて、もし万が一何かが起こったときの責任範囲の明確化というんですか。おそらくその辺りがこういうものを整備することによって必要であるといったところになってくる目的であるとは考えておりますので、その辺りちょっと運用ルールの適格化・明確化みたいなもの、その辺をぜひお願いしたいと思います。
以上です。

議 長 ほかに。

大野徹也議員。

6 番 大 野 安全ということで、最後の第6条3のほうで、いわゆる先ほどおっしゃられた置き去り。送迎バスというか、その辺の部分についてこれを確認しなければならないということに対しては、1か月に一遍チェックとかってそういうことではないですよ。これは、何ていうんですか。例えば、置き去り防止のための施策みたいなものをその事業者に求めるとかそういうことですか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 これは町内で児童クラブをやる全ての事業者に係るものでございます。です。今のところ民営のはないんですけども、それである程度小規模なところで送り迎えをするような事業者が出た場合に、運用する自動車です必ず児童生徒の存在を車の中で確認をするというような条文になってございます。

議 長 ほかに質疑のある方、質疑ございませんか。

それでは、質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第11号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第12号 山北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第12号 山北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、厚生労働省令の一部改正により、小規模保育事業等の職員配置基準が引き上げられることに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 それでは、議案第12号について御説明を申し上げます。

初めに、本条例は小規模な事業所等の保育事業等の設備及び運営の基準を定めたもので、児童福祉法により条例で定めなければならないと定められているものでございます。今回、厚生労働省の省令によりまして、満3歳以上の児童に対する保育に関する職員配置基準の改正があったため、改正するものでございます。

それでは、御説明を3枚目の新旧対照表のほうでさせていただきます。

第30条、第32条、次ページの第45条及び第48条において満3歳以上、満4歳に満たない児童は「おおむね20人につき1人の保育士」であったものを「おおむね15人につき1人」とし、満4歳以上の児童は「おおむね30人につき1人」だったものを「おおむね25人につき1人」とします。

それでは、1ページお戻りいただきまして附則文になります。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第12号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

和田成功議員。

1 番 和 田 まず、小規模保育事業所というんですか。町内で対象になる施設があれば御説明願います。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 現在町内では、これに当たります保育所はございません。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 そうですよ。小規模保育事業というところでないかなとは思ったんですけど、それともう一点、おおむね25人につき1人というふうな文言なんですけど、おおむねってぼやけてますよね。町としてこのおおむね15人を何人程度というふうな認識なのか。その辺の説明願います。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 申し訳ございませんけど、これ省令のほうの書き方でこのようになっております。ですので、町の考えといたしましては、この人数で1人というような考えでございます。

議 長 ほかに質疑のある方、質疑いらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第12号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 挙手全員。よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第13号 山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第13号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するも

のとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、国民健康保険税の安定した財政運営を図り、本条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第13号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、国保税を構成する所得割、資産割、均等割、平等割の四つの賦課について、県内保険税の統一化の際、円滑に移行するため、また国保財政の適切な運営を図るため、令和6年度から8年度までの3年間で段階的に資産割を廃止し、同時に所得割等の率、または金額の改正を行うものです。また、段階的に改正を行うため、令和6年度、7年度、8年度の3年間にまたがることとなりますが、本議案にて3年分をまとめて改正させていただくものです。

それでは、具体的な説明に入らせていただきますが、卓上配付させていただきました議案第13号 国保税条例一部改正参考資料を御用意ください。

この参考資料は、今回の条例改正について一覧化したものです。通常は、新旧対照表にて御説明させていただくところですが、この参考資料を基に御説明をさせていただき、不足する部分を新旧対照表にて御説明させていただきたいと思います。

それでは、参考資料を御覧ください。

まず所得割について、基礎課税額分は第3条において改正前の5.2%から令和6年度5.5%、7年度5.8%、8年度以降6.0%に改めるものです。

後期高齢者支援金分は、第6条において、改正前の1.2%から令和6年度1.6%、7年度2.0%、8年度以降2.4%に改めるものです。

介護分は、第8条において、改正前の1.3%から令和6年度1.6%、7年度

1.9%、8年度以降2.2%に改めるものです。

続いて、資産割について、基礎課税額分は第4条において、改正前30.9%から令和6年度20.6%、7年度10.3%、8年度以降については第4条を削除するものです。

後期高齢者支援金分は、第7条において、改正前4.6%から令和6年度3.1%、7年度1.55%、8年度以降分については第7条を削除するものです。

介護分は、第9条において、改正前5.0%から令和6年度3.4%、7年度1.7%、8年度以降については第9条を削除するものです。

続いて、均等割につきましては、基礎課税額分は第5条において、改正前2万3,000円から令和6年度2万4,500円、7年度2万6,000円、8年度以降2万7,500円に改めるものです。

後期高齢者支援金分は、第7条の2において、改正前8,200円から令和6年度8,800円、7年度9,400円、8年度以降1万円に改めるものです。

介護分は第2条の2において、改正前4,200円から令和6年度6,700円、7年度9,200円、8年度以降1万1,700円に改めるものです。

続いて、世帯平等割につきましては、基礎課税額分は4万1,000円のまま改正はございません。

後期高齢者支援金分は、第7条の3において、改正前6,000円から令和6年度6,500円、7年度7,000円、8年度以降7,500円に改めるものです。

介護分は、第9条の3において、改正前5,600円から令和6年度6,100円、7年度6,600円、8年度以降7,100円に改めるものです。

続きまして、参考資料では御説明できない部分は新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表の2ページをお開きください。

第7条の3、第2項につきましては、特定世帯における世帯別平等割について、令和6年度分の後期高齢者支援金分を改正前3,000円から3,250円に改めるものです。第3号につきましては、特定継続世帯について改正前4,500円から4,875円に改めるものです。

また、11ページ及び21ページの第7条の3、第2号及び第3号についても、それぞれ令和7年度分、令和8年度以降分について同様に改めるものです。

4 ページをお開きください。

第15条第1項、第1号、アについては、令和6年度分の基礎課税額分が2万3,000円から2万4,500円に上昇することにより、7割軽減対象の軽減額について、改正前1万6,100円を1万7,150円に改めるものです。ウについても均等割額の後期高齢者支援金分が8,200円から8,800円に上昇することにより、7割軽減対象の軽減額について改正前5,740円を6,160円に改めるものです。

エ（ア）についても、平等割額が6,000円から6,500円に上昇することにより、7割軽減対象の軽減額について改正前4,200円を4,550円に改めるもので、（イ）及び（ウ）はそれぞれ特定世帯は改正前2,100円を2,275円に、特定継続世帯は3,150円を3,413円に改めるものです。オについても、均等割の介護分が4,200円から6,700円に上昇することにより、7割軽減対象の軽減額について改正前2,940円を4,690円に改めるものです。カについても、世帯別平等割の介護分が5,600円から6,100円に上昇することにより、7割軽減対象の軽減額について改正前3,920円を4,270円に改めるものです。

5 ページ、第15条第1項、第2号及び6ページの第15条第1項、第3号については、第2号は5割軽減対象に係る軽減額の規定を、第3号は2割軽減対象に係る軽減額の規定を同様に定めているものです。

同様に、12ページから17ページ、22ページから27ページまでの第15条第1項第1号及び第3号につきましても、それぞれ令和7年度分及び令和8年度以降分について改めるものでございます。

8 ページをお開きください。

第15条第2項は世帯に未就学児がいる場合、さらに均等割額の追加の軽減額を規定したものです。第1号は基礎課税額分の軽減額を、第2号は後期高齢者支援分の軽減額を規定したもので、第1号ア及び第2号アは7割軽減対象の軽減額で、第1号アは基礎課税額分を改正前3,450円から3,675円に、第2号アは後期高齢者支援分を1,230円から1,320円に改めるものです。第1号イ、ウ、第2号イ、ウもそれぞれ5割軽減対象及び2割軽減対象の軽減額について基礎課税額分と後期高齢者支援金分をそれぞれ改めるものです。

第1号エ及び第2号エは7割、5割、2割軽減対象外に対する軽減の規定です。

第1項では基礎課税額分の経営計画を改正前1万1,500円から1万2,250円に、第2号エは後期高齢者支援金分の減額を改正前4,100円から4,400円にそれぞれ改めるものです。

17ページから18ページ及び27ページから28ページの第15条第2項についても、それぞれ令和7年度分、令和8年度以降分について改めるものです。

19ページをお開きください。

19ページ以降は、令和8年度以降の規定となりますが、資産割が完全廃止となりますので、その関連の改正を御説明させていただきます。

第2条第2項、第3項及び第4項は、資産割の表記を削除します。

20ページをお開きください。

第4条、第7条及び21ページの第9条は削除します。

それでは、最初から4枚目をお開きください。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第2条の規定、令和7年4月1日。

第2号、第3条の規定、令和8年4月1日。

適用区分。

第2項、第1条の規定による改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第3項、第2条の規定による改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第4項、第3条の規定による改正後に山北町国民健康保険条例の規定は、令和8年度以降分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、御説明を終わります。

議

長

説明が終わりましたので、議案第13号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

説明いただきました。この資産割を外して大体、大変厳しい国保会計なんですけれども、国保会計としてどのような、いくらぐらいの増収と考えていらっしゃるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 資産割でおおむね3,000万円程度の収入があります。それが3分の1ずつなくなっていくしますので、1,000万ずつ減っていくということになります。それをほかの均等割、平等割、所得割で補っていくということになり、令和6年度についてはプラス600万円ほど、それから7年度が750万ほど、8年度は550万ほど、全体としては資産割は削るのですが、全体としては増えていくであろうというシミュレーションを出してございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 3年間でならしていくということなんですが、これによって、滞納者が増えたら何にもならないと思いますので、分納とか滞納猶予とか、このような対応が必要ではないかと考えますが、どのような考えでいらっしゃるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 これまでと同様に、滞納整理も強化していきたいと思います。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 国保って町民の3割の方が関係しているんですけど、大変分かりにくい。高くなったとか何とかというような、いろいろな町民の声が出てくるかと思うんですが、3年に分けてなだらかにやるのでそんなことはないかなとは思いますが、やはりいろいろなものが値上がってシビアになっていますので、ぜひ説明も丁寧に、特に窓口ですね。お電話の対応なんかもあると思いますが、ぜひそれをケアしていただきたいという要望いたします。

議 長 ほかに。

瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 3番、瀬戸です。

この取組は県内統一を見込んだ取組だと思うんですが、今現在、県の動きというのは分かっているのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今現在の統一化に向けたスケジュールでございますが、県が一応言っていますのは、令和18年度という話は聞いております。

ただ、もう既に統一化をしている都道府県も幾つかありまして、そのため国はできるだけ早くしなさいという指導を都道府県に対してしています。このため、令和18年度から前倒しになる可能性はあるかなと思っています。前倒しになる場合、県の医療計画が3年ごとの改定となっていますので、令和18年度であれば15年度、前倒しになるのであれば15年度、さらに前倒し、ないと思うんですけども、なれば12年度ということになるのではないかなと思っています。

議 長 瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 これもイメージでしかないんですけど、人口が多いところのほうが有利なのか、それとも山北のように人口が少なくなっているところが有利なのかという、そういう判断はできますでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 一概には言えないといったような状況です。人口とか、また市町村の規模、それはあまり関係ないかなと思っていまして、関係するのは医療費水準、いわゆる1人当たりの医療費が高いか低いかに影響されてくる部分が大きいかなと思っています。国保税の設定が出た後、県下統一後の国保税の設定が。

国保税の統一化の定義は、同じ県内に住んでいて同じ収入、同じ世帯構成であれば、医療費水準1人当たりの医療費が高かろうが低かろうが関係なく同じ保険料を皆さん払ってくださいというのが統一化の定義となりますので、山北町は現状医療費水準がかなり高いです。県下で一番高いです。

ですので、統一化というのは、結局は県に払う納付金が少なくなってくるはずですから、町としては、何ていうか、国保の被保険者としては得になるんじゃないかなというふうには思っています。

ただ、同じ足柄上地区のほかの町では、医療費水準が低くて逆に納付金があくっと上がってしまうというようなところもあったりしますので、自治体

の規模というよりは医療費水準が高いか低いか、これによって左右してくるのかなと思います。

議 長 ほかに質疑のある方。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第13号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。再開は10時50分、再開は10時50分といたします。(午前10時35分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時50分)

日程第9、議案第14号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第14号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町介護保険条例(平成12年山北町条例第16号)の一部を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、介護保険法施行令の改正及び令和6年度から令和8年度までの介護保険料の改定に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第14号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町介護保険条例の一部を次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、介護保険制度においては3年ごとに介護保険料の改定が義務づけられており、今回の改正は、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画における介護保険料基準額や段階数の設定及び各段階における基準額に乗ずる割合を改正するものとなります。

なお、基準額は月額5,600円、年額6万7,200円に改正し、令和3年度から5年度までと比較し、月額でプラス20円、年額でプラス240円となります。

また、保険料段階数は、令和5年度までの現行の第8期計画の12段階より1段階増やし、13段階に改正となります。国の示す標準段階数と同じです。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目をお開きください。

第6条第1項は、保険料の定める期間について、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、介護保険法施行令「第39条第1項」を「第38条第1項」に、第5段階となる基準額を年額「6万6,960円」を「6万7,200円」に改めるものでございます。

新旧対照表の1ページから3ページまでの第6条第1項第1号から第12号までは、それぞれ第1段階から第12段階までの基準額に乗ずる割合と年額及び介護保険法施行令「第39条第1項第1号から第12号の各号」を「第38条第1項第1号から第12号の各項」に改めるものです。

基準額は第5号に定める年額6万7,200円に改めます。

3ページ目下段の第13号につきましては、新設となります。

第13段階における基準額に対する乗率は1,000分の2,500とし、年額は16万8,000円に定めます。また、改正前の第6号から第11号まで、各号ともア、イがありますが、改正後は全て削除となります。これは、第6段階から第11段階までの対象者の合計所得金額等の規定が介護保険法施行令第38条第1項第1号から第11号に定められることにより、条例で定める必要がなくなるためです。

3ページ目、最下段から4ページ目の第6条第2項、第3項、第4項は、それぞれ第2項は介護保険料段階が第1段階、第3項は第2段階、第4項は第3段階の改正となります。

それぞれ期間について、「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に改め、保険料段階第１段階から第３段階の低所得層に対する基準額に対する乗率を、第６条第１項第１号、第２号、第３号の規定にかかわらず、第２項において第１段階は「１０００分の２８５及び１万９、１５２円」に、第３項において第２段階は「１０００分の４８５及び３万２、５９２円」、第４項において第３段階は「１０００分の６８５及び４万６、０３２円」に改めるものです。

４ページ目中段の第８条第３項は、生活保護境界層に係る規定の改正です。

「第３９条第１項第１号イ」を「第３８条第１項第１号イ」に改め、段階の標準数が９段階から１３段階に増加したため、「又は９号ロ」を「、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ又は第１２号ロ」に、「第９号まで」とあるのは「第１２号まで」に改めるものです。

それでは、議案の２枚目の裏面にお戻りください。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、令和６年４月１日から施行する。

適用区分。

第２項、改正後の山北町介護保険条例第６条の規定は、令和６年度分の保険料から適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、議案第１４号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議ないので、議案第１４号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第１４号は原案どおり可決されました。

日程第１０、議案第１５号 山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支

援に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第10号 山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する
条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関
する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する
必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第15号 山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支
援に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する条例の一部を
次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、3年に一度、介護保険事業計画
の改定に合わせ国の基準が大きく改正されることがこれまでの通例となっ
ており、今回も国の基準が大きく改正されましたので、それに伴い本条例の改
正が生じたものです。

なお、この後に御説明させていただく議案16号、17号、18号も全て国の基
準が大きく改正されたことに伴うものとなります。

本条例改正の主な内容としましては、ケアマネジャー1人当たりの受持ち
人数、介護サービスを提供する事業所の管理者の兼務範囲、身体拘束に係る
明確化、モニタリングの際、利用者宅への訪問について、テレビ電話等の活
用などの弾力化、重要事項のウェブサイト上への掲載義務づけなどになりま
す。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目をお開きください。

第3条第4項は文言の整理として、「法第115条46第1項に規定する地域包括支援センター」を「地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」に改めます。

2ページも併せてお開きください。

第4条第2項は、ケアマネジャー1人当たりの受持ち人数に関する規定です。介護報酬の規定と整合性を図るため、利用者の数が35までだったものを、要介護認定者の数と要支援認定者の数掛ける3分の1を合わせた数が44までに改める内容となります。

また、2ページの第3項は新たに加わるものですが、国保連のシステムを活用する場合で、かつ事務職を配置している場合はさらに受持ち人数を緩和し49までとなります。

第5条第3項第2号は管理者の兼務範囲についての規定で、「その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある」を削除し、「当該」を「その管理する」に改めます。

3ページ目、第6条は改正前の第2項中アンダーラインの部分を削除し、第3項として新たに加えます。新たに加わる第3項は、ケアプランの利用者への説明、同意を得る際、前6か月の訪問介護や通所介護等のサービスの利用割合と同一事業者によって提供されたものの割合についての説明を行い、理解を得る旨の規定を定め、改正前の「理解を得なければならない」から「理解を得よう努めなければならない」と今回の改正で努力義務となります。

また、第3項を追加したため、4ページから5ページの第4項以下の項については1項ずつ繰下げとなり、改正後の第5項以下、引用していた部分も1項ずつ繰下げとなります。

4ページ目の改正後の第4項は文言の整理として、「利用申込者」を「利用者」に改めます。

改正後の第5項第2号は、電磁的記録媒体の定義について改めます。

5ページ目をお開きください。

第15条第2号の2及び第2号の3は追加となります。身体拘束に係る規定で、2号の2はやむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない旨を

規定し、第2号の3は理由の記録を義務化したものです。

6ページ目をお開きください。

15号はモニタリングに際し、ケアマネジャーの利用者宅への訪問に関する規定です。改正前は少なくとも一月に1回利用者宅への訪問の義務がありましたが、改正後は一月に1回の訪問を義務としつつ、文書により利用者の同意を得ていることと、その利用者の主治医やサービス提供事業所等の関係者の同意の下、二月に1回テレビ電話装置等による実施状況の把握ができる改正となっています。

7ページをお開きください。

第20号は、「各号において「指定居宅介護支援等基準」という。」を加えます。

第20号の2は、「指定居宅介護支援等第13条第18号の3に規定する」を加えます。

8ページをお開きください。

第29号は「地域包括支援センターの設置者である」を加えます。

第24条は、居宅介護支援事業所の運営規程等、重要事項の掲示について定めた規定です。事業所内への掲示の義務づけと、第3項で新たにウェブサイト上への掲載が義務づけられるものです。

なお、附則において令和6年4月1日から施行するとされていますが、ウェブサイト上への掲載は令和7年3月31日まで削除するという附則になっているため、実質的には令和6年度の1年間は経過措置期間となり、令和7年4月1日からの義務づけとなります。

9ページをお開きください。

第31条第2項第3号は、身体拘束に係る記録の5年間の保存の義務づけを新たに加え、4号以下は繰下げと文言の整理として改正するものです。

第33条第1項及び10ページの第3項についても、引用部分と文言の整理として改正するものです。

それでは、議案の3枚目の裏面にお戻りください。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。

重要事項の掲示に係る経過措置。

第2項、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の山北町居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する条例第24条第3項（同条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

以上で御説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、議案第15号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 2 番、池谷です。

非常に単純なというか質問なんですけれども、この中に「テレビ電話装置等を利用して」というふうな文言が入っておりますが、これは一体、介護を必要とする方がテレビ電話、携帯電話等を活用できると想定してやられているのか、それとも支援者の方がテレビ電話をもってヒアリングをするのか、お聞かせいただければと思います。

議長 保険健康課長。

保 險 健 康 課 長 実際の運用についてのお話かと思うんですが、両方のパターンがあるんじゃないかと思います。

今、高齢者の方でもスマホを持っている方多いですので、スマホの設定は高齢者できないとしても、ケアマネジャーがやってあげればテレビ電話としてつながるということもあると思いますし、持っていないよということであれば、もう居宅介護支援事業所がそもそもそういうことを想定して、そういうのを、タブレットを用意しておいて貸すというようなことも実際の運用では想定されるんじゃないかと思います。

議長 池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 ありがとうございます

実際の運用をされた際に、そのタブレット等が事業者が必要だと言った際

には、町は助成なり補助なりをするお考えはあるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 ございません。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 4 番、高橋です。

いろいろと条例の改正もあり、現場の雰囲気、それを捉まえる状況において混乱を想定されておられるか、それかどのように対応されるのか、そういうところは行政のほうでは何かありますでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 もともと3年に一度大きな改正があるということは介護保険の事業者の皆さんもう承知されていることですので、今回も改正はたくさんあったわけですが、特に現場の混乱というものは、これまでのことも踏まえまして生じないであろうと考えています。

議 長 ほかに質疑のある方。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第15号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第16号 山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第16号 山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第16号 山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町、地域密着型サービスに関する条例の一部を次のように改正する。

初めに、概要でございますが、国の基準が改正されたことに伴い、本条例の改正が生じたものです。

主な内容としましては、地域密着型サービス全般としては、管理者の兼務範囲、重要事項のウェブサイト上への掲載についての改正となり、地域密着型サービスの各個別のサービスについては、小規模多機能型居宅介護における管理者の兼務、地域密着型通所介護等における身体拘束、認知症対応型共同生活介護等における委員会の設置の義務づけ、協力医療機関と連携体制の構築、地域密着型特定施設における人員基準の特例、地域密着型介護老人福祉施設における緊急時等の対応やユニットケアの質の向上のための体制の確保、ほか、文言等の整理のため改正を行うものです。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきますが、単に文言の整理や条ずれを改正する部分についての御説明は省略させていただければと思います。

それでは、新旧対照表の1ページ目をお開きください。

第5条第1号は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問介護員に関する規定で、ヘルパーの場合は介護職員初任者研修課程を修了した者がサービス提供に当たることができる改正となります。なお、指定夜間対応型訪問介護についても、第46条を同様に改めます。

2ページをお開きください。

改正前第11号は、介護療養型医療施設が令和6年3月31日をもって廃止されるため削除となります。なお、第47条第4項第11号、第82条第6項の表中

も同様に削除されます。

第7条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の管理者の兼務範囲の規定です。改正前「同一敷地内にある」を削除します。なお、管理者の兼務範囲の規定は、第7条のほか、第48条、第59条の4、第59条の24、第62条、第66条、第111条、第121条、第131条、第166条及び第192条も同様に改めます。

3ページ目をお開きください。

第9条第2項第2号は、電磁的記録媒体の定義の改正です。

4ページをお開きください。

第24条第8号及び第9号は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護における身体拘束の規定が新たに追加されるものです。第8号は、やむを得ない場合を除き身体拘束は行ってはならない旨を規定し、第9号は理由の記録の義務づけとなります。

身体拘束に係る規定は、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護も同様で、第24条、第51条、第58条、第59条の9、第59条の30及び第70条も同様に追加されます。

5ページをお開きください。

第34条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の重要事項に関する規定です。

第3項は重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけとなります。

また、本改正は全ての地域密着型サービスに係る改正となります。

なお、附則において、令和6年4月1日から施行するとされていますが、ウェブサイト上への掲載は令和7年3月31日まで削除されるという附則になっているため令和6年度は経過措置期間となり、令和7年4月1日からの義務づけとなります。

少し飛んで19ページをお開きください。

第83条は小規模多機能型居宅介護における管理者の兼務に関する規定です。管理者として業務に支障がない場合は、改正前は兼務可能なサービス類型が限られていましたが、これを限定しない旨の改正となります。

22ページをお開きください。

第106条の2は新たに追加されるものです。小規模多機能型居宅介護におい

て、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置と定期的な開催を義務づけたものです。

なお、附則において、令和9年3月31日までは経過措置として努力義務となります。

25ページをお開きください。

第125条は、認知症対応型共同生活介護における協力医療機関等の規定を新たに定めたものです。第2項から、26ページ、第6項までは新たに追加します。内容としましては、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が図られるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関と実効性のある連携体制を構築するものです。具体的には、病変の急変が生じた場合の医師または看護師、職員が相談対応する体制を整えていること、事業所から求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保していること、1年に1回以上協力医療機関との間で病状の急変が生じた場合の対応確認をするとともに、当該医療機関の名称等の町長への届出、病状が回復し退院可能となった場合の速やかな再入所が規定されます。

また、第4項、第5項で、新興感染症の発生時、事業所内の感染者への診療等、速やかに対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ第二種協定指定医療機関との間で振興感染症発生時の対応を取り決めるよう努めることや、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、新興感染症発生時の対応の義務づけが規制されます。なお、協力医療機関に係る規定は、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設も同様で、第147条及び第172条を改めます。

28ページをお開きください。

第130条は、地域密着型特定施設の人員に関する規定となり、第11項が追加されます。内容としましては、介護機器の活用により職員の負担を軽減する観点から、今回の改正で設置が義務づけられる、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、介護機器等の安全対策を検討した上で、施設に配置すべき看護介護職員の合計数を利用者数が3人につき1人を配置する規定を0.9人の配置

とするものです。

35ページをお開きください。

第165条の2は、地域密着型介護老人福祉施設における緊急時等の対応について定められた規定です。

第2項は追加となります。緊急時等における対応方法として、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1年に1回以上見直しを義務づけるものです。

41ページをお開きください。

第187条は、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の勤務体制の確保等に係る規定です。第5項が追加となり、ユニットケア質の向上のための体制の確保として、当該施設の管理者にユニットケア施設管理者研修の受講を努力義務化するものです。

47ページをお開きください。

第204条は、地域密着型サービスの指定に関する申請者の規定となります。申請者は法人のほかに、新たに病床を有する診療所を開設している者が加わります。

それでは、議案の7枚目の裏面にお戻りください。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

重要事項の揭示に係る経過措置。

第2項、この条例の施行日（以下「施行日」という。）から、令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の山北町地域密着型サービスに関する条例第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

身体的拘束等の適正化に係る経過措置。

第3項、施行日から令和7年3月31日までの間における新条例第92条第7

号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置。

第4項、施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第106条の2、（新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第106条の2中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

協力医療機関との連携に関する経過措置。

第5項、施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第172条第1項、（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

以上で御説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、議案第16号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。
質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議がないので、議案第16号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。
日程第12、議案第17号 山北町地域密着型介護予防サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第17号 山北町地域密着型介護予防サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町地域密着型介護予防サービスに関する条例の一部を改正する条例を

別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第17号 山北町地域密着型介護予防サービスに関する条例の一部を改正する条例についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町地域密着型介護予防サービスに関する条例の一部を次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、国の基準が改正されたことに伴い、本条例の改正が生じたものです。多くの部分が議案第16号と同様の改正となります。

主な内容としましては、地域密着型介護予防サービス全般としては、管理者の兼務範囲、重要事項の掲示、身体拘束に係る改正となり、介護予防地域密着型サービス各個別のサービスについては、介護予防小規模多機能型居宅介護における管理者の兼務や委員会の設置の義務づけ、介護予防認知症対応型共同生活介護における協力医療機関との連携体制の構築や新興感染症発生時の対応のほか、文言等の整理のため改正を行うものです。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきますが、単に文言の整理や条ずれを改正する部分についての説明は省略させていただければと思います。

それでは、新旧対照表の1ページ目をお開きください。

第6条は、介護予防認知症対応型通所介護の管理者の兼務範囲の規定です。改正前の「同一敷地内にある」を削除します。議案第16号ではこの部分が「同一敷地内」と改正されましたが、本条例では管理者として業務に支障がない場合は同一敷地内でなくても兼務が可能となる改正となります。

なお、管理者の兼務の範囲の規定は全ての地域密着型介護予防サービスに共通する改正となり、第6条のほか、第10条及び第72条も同様に削除します。

3ページ目をお開きください。

第9条は、介護予防認知症対応型通所介護に係る利用定員等の規定ですが、改正前は国の基準を引用していた指定地域密着型サービス基準、第158条を、町の条例である指定地域密着型サービス条例、第178条に改めるものです。

なお、第16条及び第45条第3項も同様に国の基準を引用していたものを町の条例の引用に改めます。

5ページをお開きください。

第11条第2項第2号は、介護予防認知症対応型通所介護における電磁的記録媒体の定義の改正となります。第92条第1項も同様に改めます。

6ページをお開きください。

第32条は、介護予防認知症対応型通所介護の重要事項に関する規定です。第3項を追加し、重要事項のウェブサイトへの掲載が義務づけとなります。

また、本改正は全ての地域密着型介護予防サービスに係る改正となります。

なお、議案第16号と同様に附則により実質的には令和6年度の1年間は経過措置となり、令和7年4月1日からの義務づけとなります。

8ページをお開きください。

第40条は、介護予防認知症対応型通所介護の記録の整備に係る改正です。第3号に身体拘束等に係るやむを得ない理由の記録の5年保存が追加されます。

9ページをお開きください。

8ページの最下段の第42条は、介護予防認知症対応型通所介護の身体拘束の規定が新たに追加されるものです。第10号は、やむを得ない場合を除き身体拘束は行ってはならない旨を規定し、第11号は記録の義務づけとなります。

10ページをお開きください。

第44条第6項中の表の中段にある指定介護療養型医療施設は、令和6年3月31日をもって廃止となるため、削除します。

11ページをお開きください。

第45条は、介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者の兼務に係る規定で

す。改正前は、管理者の業務に支障がない場合は、介護予防小規模多機能型居宅介護に併設されている施設の業務を兼務できるという規定でしたが、改正後は、管理者の業務に支障がない場合はほかの事業所施設等の職務に従事することができる旨に改めます。

13ページをお開きください。

第53条第3項は、介護予防小規模多機能型居宅介護の身体拘束に係る追加となります。身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置や指針の整備、研修の実施が義務づけられます。

なお、附則により、令和7年3月31日までは努力義務、令和7年4月1日からの義務となります。

14ページをお開きください。

第63条の2は追加となります。介護予防小規模多機能型居宅介護におけるサービスの質、生産性の向上や利用者の安全、職員の負担軽減の方策を検討する委員会の定期的な開催の義務づけとなります。

18ページ、19ページをお開きください。

第83条は、介護予防認知症対応型共同生活介護における協力医療機関等の規定を定めたものです。議案第16号での改正と同様になります。第2項から19ページの第6項までを新たに追加します。

内容としましては、介護予防認知症対応型共同生活介護において、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が図られるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関と実効性のある連携体制を構築するものです。

また、第4項及び第5項で新興感染症の発生時に、事業所内の感染者への診療等を速やかに対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を取り決めるよう努めることや、協力医療機関が第二種指定医療機関である場合は新興感染症発生時の対応の義務づけが規定されます。

それでは、議案の4枚目の裏面にお戻りください。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。

重要事項の掲示に係る経過措置。

第2項、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の山北町地域密着型介護予防サービスに関する条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

身体的拘束等の適正化に係る経過措置。

第3項、施行日から令和7年3月31日までの間における新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置。

第4項、施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第63条の2、（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

以上で、御説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、議案第17号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議ないので、議案第17号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手を願います。

（全員挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第18号 山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第18号 山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する
条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び
に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する必要
が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第18号 山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支
援に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の一部を
次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、国の基準が改正されたことに伴
い、本条例の改正が生じたものです。

主な内容としましては、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け
る場合の人員の配置、利用者等への説明及び同意に基づく利用料等の受領、
重要事項の掲示、身体拘束等の適正化の推進、介護予防サービス事業者等と
の連携によるモニタリング、町に対する情報提供などです。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきますが、本議案につしま
しても、単に文言の整理や条ずれを改正する部分についての御説明は省略さ
せていただければと思います。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第4条第2項は追加となります。指定居宅介護支援事業者である指定介護

予防支援事業者は1名以上の介護支援専門員の配置が義務づけとなります。

2ページをお開きください。

第5条第3項及び第4項は追加となります。指定介護予防支援事業者の管理者に関する規定で、管理者は主任介護支援専門員であること、同一事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合や業務上支障がない範囲で、ほかの事業所の職務に従事する場合を除き、専ら管理者としての職務に従事する者でなければならない旨が規定されます。

3ページをお開きください。

第6条第4項第2号は、電磁的記録媒体の定義と改正となります。

4ページをお開きください。

第12条第2項及び第3項は追加となります。利用料等の受領について、第2項は通常の実施地域以外の居宅を訪問した際、交通費の支払いを利用者から受け取ることができる旨が規定されます。

第3項は交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者または家族に説明し同意を得ておく旨が規定されます。

5ページをお開きください。

第23条第3項は追加となります。重要事項についてウェブサイトへの掲載の義務づけとなります。

なお、こちらにつきましても、令和6年度の1年間は経過措置期間となり、令和7年4月1日からの義務づけとなります。

6ページをお開きください。

第30条第2項第3号は追加となります。身体拘束に係るやむを得ない理由等の記録の5年保存が義務づけとなります。

7ページをお開きください。

第32条第1項第2号の2及び3は追加となります。やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないことや、やむを得ない理由等の記録の義務づけを規定しています。

7ページと8ページも併せて御覧ください。7ページの下段から始まる改正前の第32条第16号アですが、8ページをお開きください。

アンダーラインの部分をアから削除し、改正後のウとして追加します。内

容は、利用者の状況に著しい変化があった場合の利用者宅への訪問に関する規定です。改正後のイも追加となります。

内容は、1 期間を 3 か月間とし、少なくとも連続する 2 期間に 1 回は利用者宅を訪問すること、訪問しない期間はテレビ電話装置等を活用して面接ができること、この場合は利用者、利用者の主治医ほか、関係者から同意を得ていることが規定されます。

また、9 ページの第29号も追加です。町において要支援者の状況を把握する観点から、町長から情報提供を求めた場合、応じる旨の義務づけとなります。

それでは、議案の 3 枚目の裏面にお戻りください。

附則。

施行期日。

第 1 項、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

重要事項の掲示に係る経過措置。

第 2 項、この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例第 23 条第 3 項（同条例第 34 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

以上で御説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、議案第 18 号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

高橋純子議員。

4 番 高 橋 基本的なことかも知れないんですけども、ページの 9 ページの 29 項の中で、指定介護支援事業者であると文言が続きまして、町長からの情報の提供を求められた場合に応じなければならないということなんですけど、これはもう少し内容が分かれば、どういうものが値するのかわからないのか、分かる範囲でもお答えいただけたらと存じます。

議長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 例えば、ケアマネジャーは、これは介護予防なので要支援1の方ですけども、訪問介護のサービスあります。これをケアプランに組み込むわけですけども、訪問介護をあまりにも多用しているような場合、訪問介護はヘルパーさん来るサービスですけども、介護保険のサービスは基本的に自立を促すためのサービス展開ですから、ヘルパーさんが来て何でもやってしまうということになると自立に即したサービスにはならないわけです。そういったケアプランを位置づける介護予防支援事業所、あるいは居宅介護支援事業所がいた場合、もちろんその事業所でそのプランが適切であるかということを見直すと同時に、町がそのプランを求めて本当にそれが適正であるのかどうかということを審査して、適切であればもうそれはいいんですけども、適切でないのであるならほかのサービスをもっと組み合わせたりとか、こういった方法もあるんじゃないかと、そういった指導をするために提出を求めるというものです。

これ、ただ一例でありまして、それ以外にもケアマネジャーが組むプランに対して保険者として疑義があるという場合は、既に求めて提出を拒ませないと、提出させてもらおうと、提出してもらおうというような規定でございます。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 ちょっと私、想像が違ったんですけども、こういった場合は考えられないですか。例えば要支援者などの地域でもし災害が起きたときなど、その方のケアプランとかを災害の避難所に行ったときなどの、その開示が求められるときに、町長のこの御判断があるのかなとちょっとそう思ったんです。

これは全然違う話でしょうか

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 すみません、私の勉強不足かもしれないんですが、災害時を想定したそういった法令というのは今のところないんじゃないかなと思っています。

ただ、実際災害が生じたときに長期間避難所で暮らさなければいけない、そこで介護サービスを受けるということは当然考えられますので、ケアプランの中にそれは取り込んでいくということは実情としてはあり得る話だと思っています。

議 長 ほかに質疑のある方。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第18号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。
日程第14、議案第19号 山北町町設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第19号 山北町町設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町町設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、町設置型浄化槽事業の見直しに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 それでは、議案第19号について御説明申し上げます。

初めに、この条例の一部改正の概要ですが、令和6年度より設置事業を行わず、維持管理事業だけをするために、設置事業に関する条文を削除、修正するものでございます。

設置を取りやめる理由ですが、生活排水処理を達成するために、町が設置を主体となってスピード感を持って取り組む必要があり、これまで実施をしてきましたが、近年は新たな設置がほとんどなく、町が主体に取り組む目的が当初の目標が達成されたと判断したものであり、また、合併浄化槽の設置率が人口の80%をカバーしており、今後は効率的な維持管理を推進する方向にシフトする必要があると考え、新規の設置の終了を提案させていただいた

上、提案したものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

山北町町設置浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で説明しますので、次のページをお開きください。

第4条、浄化槽の設置に関する条項を削除し、第5条中、第1項中の「申請者」を「町設置型浄化槽の設置申請を行った住所所有者」というふうに改め、第9条特殊工事等の負担の条文を削除し、第9条中の「浄化槽の設置、維持管理等」を「浄化槽の維持管理」に改めるものです。

第24条、既設の浄化槽の寄附に関する条文を削除するものです。

それでは、1枚にお戻りください。

附則。

この条例は令和6年4月1日より施行する。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第19号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 これ条項が空白になって、条項ずれというのは、まず必要ないのか。

それと、今課長の説明は説明として分かった、理解はしているんですけども、冒頭に、設置をやめて、そして維持管理するんだよと。そうであれば、この目的の第1条には、この条例は云々ということが書いてありまして、山北町における町設置型浄化槽の適正な設置及び管理に関し必要な事項を定めるということで、目的とすることで第1条に設置という言葉が載っているんですね。それを今の御説明だと、その設置という言葉は不要なのかな。管理という言葉は当然生きるんでしょうけども、それについてちょっと説明願いたいと思います。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 まず1つ目のなぜ条項の番号を繰り上げないかというところなんですけども、他の条文がこの下についておりますので、条番号をすると、他の規則とかに影響してきますので、それを考えまして条番号のずれは生じさせてお

りません。

それともう一点目の設置という言葉がなくせばいいということなんですけども、もともともう設置をしてしまった浄化槽がありますので、設置した浄化槽がなくなるわけではございませんので、そうしたその設置という言葉がなくすとやっぱり他の規則とかに影響をしますので、その関係で残しておるのが状況でございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 2 番、池谷です。

維持管理に努めていくということで、今後の設置が必要であろうということとは多分なくなってくるというふうな御想定かと思うんですが、これに伴って、自然ですとかそうした環境への問題等というのは特にあるのかないのかをお聞かせいただければと思います。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 町として設置の事業はちょっと答えがちょっとずれちゃうかもしれないんですけど、設置の事業は行わないんですけど、例えば、今後、建て替えとかでそういった場合が生じた場合は、ほかの一般地域の浄化槽と同じような取扱いに変えていくつもりなので、そういった場合でも補助が出たりしてくれますので、建て替えがあれば、そのところが単独の浄化槽であれば合併浄化槽に変わってはいるので、町としても今後そういった水質浄化については協力というか考えていくつもりではございますので、引き続きそういう方面では検討は行っていく予定でございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11 番、児玉でございます。

この問題については、かなり私も地元の住民でもありますし、一議員でもありますけれどもやっぱりこのところはかなりナーバスな部分であるかとは思っています。

そもそも見直しと提案理由が、今回浄化槽事業の見直しに伴いとあるんですけれども、何で見直すのかなといったところになってくると思うんですよ。

背景は分かりますよ。背景は私も昨年から一般質問しているんで背景分かりますけど、この間、昨年開催された町長と語ろう座談会、三保地域の皆さんに出席いただいたと思うんですけども、この話題で持ち切りですよ。そのときに町長並びに課長の回答は、引き続き県に対して要望していくと。すなわちこの町設置型事業については、何らかの形でずっと県なり国なりに要望を継続していくというようなお話であったかと思います。それ以降、住民に対してアプローチはしたけれども、ああだった、こうだったという説明ってないんですよ。いまだに私も町設置型浄化槽どうなったという話も伺います。そういった中で、この当初予算の中で、今回ここが一応見直しをするという話になってきたと。おいおいどうなったんだという話になってくるんじゃないかなと思うので、私としては、ここは今回別にいじらず少なくとも令和6年度は住民説明なり、県の対応なり、そういったところをちょっと改めて住民に説明、理解を促す、そんな年度にしたらどうかなと思うんですけど、その辺りのお考えというのはどうなんでしょうか。

議 長
上 下 水 道 課 長

上下水道課長。

引き続き水質浄化のことに関しては、この問題についても県について引き続き要望等は行っていくということでは確認は取っております。

それと、今回座談会の後に、町長のほうも県政センターのセンター長に申入れを行っております。その中で、ある程度ちゃんとした答えはいただけないんですけど、やはり水源環境税が今、この新しい取組をやっていく中で非常に今ちょっとナーバスな時期に来ているのでちょっと明確な答えはいただけないんですけども、引き続き内部では検討は行っていたけるようなことはいただいております。

フォーラム等も県のほうで行ってますので、児玉議員も現地に行かれてると思いますけども、県民会議の委員さんも水源環境税が今後、形は変わるんだけれども存続させるように知事に要望するというようなお話は聞いてますので、町もその中に何かしらの要望を入れて、繰り入れてもらわなくちゃいけないので、当然要望は行っていきます。

今回町長が動いてくれた関係で、そういった関係も県政センターのほうで窓口を設けていただいて要望なんかを聞き入れてくれるという窓口も考えて

いただけるというようになってきておりますので、そこら辺では少し進展があったかなと思っています。

それと、内部では一応その中でいろいろお話をした中では、やはり協力をしていただいた方々については、やはり過度の負担は負わさないようなことを考えていかなければいけないというような方向にはなってきております。その辺の説明を、一応地域の方に6年度に入ってから説明をしていかなくてはいけないなと考えておりますので、どこかの機会に合わせて説明をさせていただければと考えておるところでございます。

議 長

企画総務課長。

企 画 総 務 課 長

すみません、ちょっと補足のほうをさせていただきます。

今上下水道課長のほうから県政センターのほうに町長が出向いて、いろいろ町の事情を説明したところなんです、県政センターのほうで今窓口と言ったんですが、県政センターが今本課のほうにしっかりこの辺の町村の意見を聞くように、窓口をちゃんと開けるように県政センターのほうから今本課に投げかけているところでございます。ですから、県政センターに窓口ができるわけじゃございませんので。

議 長

児玉洋一議員。

11 番 児 玉

御答弁いただきましたけれども、町長以下担当課長も含めて県へアクションを起こしていただいているといったところについては感謝と敬意を述べさせていただきますけれども、やはり感情論の部分がちょっと多いんじゃないかなといったところはあるんです。そもそもやっぱり丹沢湖の水質保全のために始めた事業ですから、ごめんなさい、ちょっとこの19号の条例の案件と少しずれてしまうかもしれませんが、やっぱりこの町設置型浄化槽高度処理型を入れて、丹沢湖の水質を保全して、丹沢湖からの下流の方々において安全な水を届けようといったところで始めた事業なんです。

だけど、私が先日一般質問をさせていただいたときも、エビデンスがないんですよ。入れる前と入れた後がきれいになったのかどうなのかという証拠の文書が県から提示されてこないんですよ。

なのに、先ほど完了されたとおっしゃってたので、これ完了じゃなくて、SDGsも含めて、持続可能に丹沢湖は常にきれいになってなきゃいけない

んですよ。

だからこそ、やっぱりこういうのは条項としては残しておく、条例としては残しておく、新規も含めて、いやいや合併処理を通常のやつは入れますよ。

いや、それは今まで三保地域の人たちは合併処理に入れてたんですよ。だけど、それよりも水質保全をしなくちゃいけないから高度処理型に入れ替えたんですよ。

なので、やっぱそこは丹沢湖よりも上流に住まれている方は、やはり高度処理型はずっとやっぱりこの水質保全をするためにしていくんだといったところを、やっぱり県にもっと強く、県なり国なりにもっと強くアプローチをしていく。そこでやっぱり取れなかったら、町負担といったところで、やっぱり個人負担はちょっと御勘弁といったところがおそらく地域の人間ですよ。今まで協力してきたんだといったところだと思うんで、その辺りの考え方を強く県に示していく必要があるんじゃないかなと思います。

ちょっと、到底私はこの案件につきましては、もろ手を挙げて賛成しますというわけにはちょっといかないんで、地元になかなか帰れないもんですから、ここの意見をかなり慎重に、ちょっと決断をさせていただきたいと思いますので、その辺り、もしコメントがあればと思いますけれども、町長どうですかね。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、高度処理型ということですから、そういった世論の必要性、環境問題が非常に大事だということは県のほうにも何度も言ってますけれども、なかなかそのところがまだ理解不足というか、我々の言っていることがなかなか伝わっていかないところがあるというふうには思っておりますけれども、これからもそういったことは最優先で伝えていきたいというふうに思っておりますので、山北の水が横浜とか川崎とかいろんなところに行っているわけですから、そういった意味では非常に大事なことだというふうに理解しております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 今まさしく町長が言われた山北の水が川崎、横浜方面で使われていると。山北町の住んでる人たちはあの水を使っているわけじゃないですよ。

ですから、設置してる場所がたまたま山北だよということで、これは山北の問題ではなくて県の問題として、もっと県のほうにアプローチをしていただきたい。県のほうにアプローチして、それがうまい方向になったら、そうしたら具体的にどうなるんですか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃる意味で、私のほうとしても精いっぱい、センター長をはじめ県のほうとやっておりますけども、なかなかそのところのすみ分けがまだはっきりしていないというか、我々の希望はもう伝えてよく理解しているというふうには思っておりますけども、それに対しての県のほうの考え方がまだ我々としては望むようになってないというふうに理解しております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 先ほどちょっと児玉議員のほうから、ちょっと心情的な感情的な問題だというような住民のお話がありました。議員としてもやっぱりちょっと感情的になる部分がどうしてもあるんですね。

山北町は高度処理ということの中で、以前からずっと推進して、確かに課長が答弁されるようにある程度のパーセントまでは行ったのかなと思うんですけども、でもこれを私議員になって12年、町も推進して、我々議員も賛成をして、そして100%に近づけて、ここ一、二年は新設置がなかったのかもしれないけれども、2基だとか3基だとか、あるいはお客さんを収容するところにもなっていくことでずっと一体となってやってきた。そして、ここで急に県の姿勢の下、急にやめて令和6年度から維持管理だよということに、何かやはり心情的にもじゃあ今まで何だったんだというようなところがありまして、なかなか急にということもあるし、それとあとそういった心情的なこともあるしということもあって、合理的な理由説明にはならないかもしれないけれども、何か納得が十分できるという状況ではないというふうに感じております。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 議会の本会議なので、あまりちょっと私の考えを言うべきところではないと思うんですけど、私自身も立場としてはこうしなきゃいけないというふうに、立場なのでやっておりますけども、おっしゃるとおり、今回設置浄化槽の

ことで三保地域の方の個人的にというか混合しましたよね。意見は聞いて、やっぱり三保地域の方々の心情って少し、たまたま会った関係で少し分かったような気がします。

ですので、おっしゃられる気持ちは十分個人的には分かっております。ただ、立場としましては、やはりここで1回見直している時期が来ていますので、提案をさせていただいております。申し訳ございません。

議 長 ほかに質疑のある方。

それでは、質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第19号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は13時、再開は13時といたします。(午後0時02分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後1時00分)

日程第15、議案第20号 山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第20号 山北町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方自治法の改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長

それでは、議案第20号について御説明申し上げます。

初めに、この条例改正の概要ですが、地方自治法の改正に伴い、条ずれが生じたため、本条例を改正する必要が生じたので改正するものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で説明いたしますので、1枚おめくりください。

第6項中「第243条の2の2の第8項」を「第243条の2の8の第8項」に改めるものでございます。

それでは、1枚お戻り、本文に戻ってください。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

議

長

説明が終わりましたので、議案第20号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議

長

御異議がないので、議案第20号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議

長

挙手全員。よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第21号 山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町

長

議案第21号 山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、水道法の改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
上 下 水 道 課 長

上下水道課長。

それでは、議案第21号について御説明申し上げます。

この条例の一部改正ですが、水道法の所管が令和6年4月1日より、厚生労働省から国土交通省に移管されるため、本条例を改正する必要性が生じたので、改正するものです。

それでは1枚おめくりください。

山北町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で説明しますので、次のページをお開きください。

第5条第1項と第34条第2項、ただし書の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、裏面を御覧ください。36条第1項中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

1枚お戻りください。

附則。

この条例は、令和6年4月1日より施行する。

説明は以上になります。

議 長

説明が終わりましたので、議案第21号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

それでは質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか

（「異議なし」の声多数）

議 長

御異議がないので、議案第21号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議 長

挙手全員。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第17、議案第22号 山北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第22号 山北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術者管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、水道法の改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じるため提案するものです。

詳細については担当課から説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第22号について御説明申し上げます。

こちらの条例改正も先ほどと同じく水道法の所管が令和6年4月1日より厚生労働省から国土交通省に移行するため、本条例を改正するものです。

それでは1枚おめくりください。

山北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように開始する。

新旧対照表で説明いたしますので1枚おめくりください。

第4条第6項中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものです。

それでは1枚お戻りください。

附則。

第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。

第2項、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例第4条第6項の規定による水道技術管理者の資格を有する者は、この条例による改正後の山北町水道布設監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の管理水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号の規定によ

る水道技術者の資格を有する者とみなす。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第22号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

議 長 それでは、質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第22号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第18、議案第23号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第23号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第10号)。

令和5年度山北町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,702万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ58億8,781万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

繰越明許費。

第3条地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、町税及びふるさと応援寄附金の見込みによる減額等であり、歳出の主なものは、各事業費の執行見込みによる減額で、歳入歳出それぞれ1億7,702万8,000円を減額するものです。また、地籍調査事業ほか3事業については、繰越明許費の設定をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

財政課長。

財 政 課 長

それでは、議案第23号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入については、1款町税から23款町債まで、合計で1億7,702万8,000円の減額補正でございます。

続きまして4ページ、5ページをお願いします。

歳出につきましては、1款議会費から、次の6ページ、7ページをお開きください。

6ページの13款予備費まで、歳入と同額の減額補正でございます。

6ページ下段の第2表地方債補正でございます。農林水産業債及び土木債の推移について、事業費が確定したため、それぞれ変更をするものでございます。

次に、第3表繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、地籍調査事業は国の補正予算に対応するため繰越しするものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳等管理事業についても国の補正予算により繰越しするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業についても国の予算の都合より繰越しをするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、地球温暖化防止対策推進事業については電力の引込みについて東京電力のとの調整に時間を要したため、EV急速充電器の設計土台の完成が困難であるため繰越しをするものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

今回は、3月補正予算ということでして、歳入歳出とも、各種の事業費がおおむね確定してきたということで、それらに伴う歳入歳出の補正が主なものでございます。

初めに、1款町税、1項町民税、2目法人税については法人税割が減収見込みのため、3,000万円を減額するものでございます。

次に、12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は、普通交付税の再算定により4,334万5,000円の増額でございます。

次に、14款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は241万3,000円の増額でございます。説明欄に内訳を記載してございますが、児童数の増減や、所得階層の確定、保育単価の確定などによるものでございます。

次に、15款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料は295万1,000円の減額で、入退去などによる住宅使用料の減でございます。

2項手数料、2目衛生手数料は10万円の減額でございます。1節し尿処理手数料は見込みにより30万円の増額で、2節粗大ごみ手数料は直接搬入の増などにより40万円の減額でございます。

3目農林水産業手数料は40万8,000円の増額で、林業手数料の有料承認手数料は入猟者の増によるものでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,391万6,000円の増額でございます。

1節障害者福祉費負担金は、それぞれサービス利用者の増や、過年度の精算などにより1,401万5,000円の増額でございます。

2節児童福祉費負担金は26万7,000円の減で、対象者の減や過年度精算によるものでございます。

次に12、13ページをお開きください。

3節保険基盤安定負担金は、介護保険1号被保険者保険料軽減分の確定による増額でございます。

2目衛生費国庫負担金は23万7,000円の増額で、1節保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の過年度分の精算分でございます。

2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金は17万7,000円の減額で、3 節子ども・子育て応援交付金は放課後児童クラブの実績による減額でございます。

2 目衛生費国庫補助金は151万5,000円の減額でございます。

1 節保健衛生費補助金は母子保健事業や出産子育て応援交付金の確定見込みによる減額でございます。

3 目土木費国庫補助金は241万7,000円の減額で、住宅関連事業の確定によるものでございます。

4 目教育費国庫補助金は31万7,000円の減額で、特別支援教育就学奨励費、公立学校情報機器整備事業、へき地児童生徒援助費、それぞれ確定見込みによるものでございます。

6 目社会資本整備総合交付金は223万8,000円の減で、事業費の確定見込みによるものでございます。

7 目総務費国庫補助金292万6,000円の増額は国の補正予算によるもので、戸籍システムの改修を行うものでございます。

8 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は874万4,000円の増額で、対応事業の見込みによる増額でございます。

9 目地域少子化対策重点推進交付金は205万円の減額で、結婚新生活支援事業の実績見込みによる減額でございます。

17 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金は762万4,000円の増額でございます。

1 節保険基盤安定負担金19万5,000円の増額は介護保険の基盤安定負担金の確定見込みによるものでございます。

3 節障害者福祉費負担金602万2,000円の増額はサービス利用者の増などによるものでございます。

4 節児童福祉費負担金140万7,000円の増額についても、対象者の減や過年度精算によるものでございます。

2 項県補助金ですが、14、15ページをお開きください。

1 目総務費県補助金は121万4,000円の増額でございます。

1 節地籍調査事業補助金は、国の補正予算に伴い、151万4,000円の増額でございます。

2 節水源環境保全再生市町村補助金は事業費の確定によるものでございます。

2 目民生費県補助金は119万6,000円の減額でございます。

3 節障害者福祉費補助金は事業費の確定によるものでございます。

4 節児童福祉費補助金は16万4,000円の増額で、小児医療費助成事業の実績見込みによる増額でございます。

5 節子ども・子育て支援交付金は17万7,000円の減額で、確定見込みによるものでございます。

10節保育所等紙おむつ処分事業費補助金は確定により6万円の増額でございます。

3 目衛生費県補助金は18万円の減額で、2 節保健衛生費補助金は予防接種事業や出産子育て応援交付金の事業費の確定によるものでございます。

4 目農林水産業費県補助金は645万1,000円の減額で、1 節農業費補助金は地域計画策定推進緊急対策事業の確定による減額で、2 節林業費補助金は協力推進事業の確定によるものでございます。

6 目消防費補助金は297万3,000円の減額で、地震防災関連整備事業の確定による減額でございます。

7 目教育費県補助金は45万6,000円の減額で、1 節社会教育費県補助金及び3 節文化財補助金は確定見込みによる減額でございます。

3 項委託金一目総務費委託金49万6,000円の減額は、住宅・土地統計調査費の確定によるものでございます。

3 目商工費委託金は11万7,000円の増額で、道の駅の修繕などの負担金でございます。

18款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金74万9,000円の増額は、説明欄に記載の各基金の利息の確定見込みによるものでございます。

19款寄附金、1 項寄附金、16、17ページをお開きください。1 目一般寄附金は1億9,939万7,000円の減額でございます。一般寄附金60万3,000円の増額は一般の寄附をいただいたもので、ふるさと応援寄附金は見込みによる減額でございます。

2 目民生費基金は150万円の増額で、社会福祉のために寄附をいただいた

ものでございます。

6目総務費寄附金は20万円の増額で、企業版ふるさと納税で2件の寄附をいただいたものでございます。

22款諸収入、4項雑入、1目雑収入は220万7,000円の減額でございます。

1節給食費収入が教員用等の給食費の確定や障害園児の減によるものでございます。

4節品川区分担金は25万円の減額で確定によるものでございます。

5節雑入はそれぞれ確定見込みにより、80万4,000円を減額するものでございます。

23款町債、1項町債、2目農林水産業債及び土木債については事業費の確定による減額でございます。

18、19ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費114万2,000円の減額は全て執行残でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、75万2,000円の増額でございます。人件費については、育休から産休になる職員1名分の給料地域手当で、時間外勤務手当は能登半島地震派遣職員の時間外勤務手当でございます。一般経費の負担金補助及び交付金はそれぞれ確定による増額でございます。その他、職員福利厚生事業、防犯関係事業などは、執行残の減額でございます。

2項文書広報費76万3,000円の減額は、こちらも執行残でございます。

20、21ページをお開きください。

3目財政管理費26万8,000円の減額と4目会計管理費25万1,000円の減額についても執行残でございます。

5目財産管理費は38万1,000円の減額でございます。庁舎管理事業は、執行残の減額で、基金管理事業については利息の確定により積立額をそれぞれ変更するものでございます。

7目企画費は623万9,000円の減額で、こちらは全て執行残の減額でございます。

22、23ページをお開きください。

9目町政連絡費は20万円の減額で、こちらも執行残の減額でございます。
12目電算管理費は2,096万3,000円の増額でございます。神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金については、確定による増額でございます。

13目地籍調査費は193万6,000円の増額で、国の補正予算に伴う事業を実施するものでございます。

14目水源環境保全・再生市町村補助金事業は、26万8,000円の減額で事業費の確定見込みによる減額でございます。

15目定住総合対策事業は450万円の減額で、執行残の減額でございます。

16目地方創生推進事業は3万3,000円の増額で、企業版ふるさと納税の中間事業者との契約により収入額の15%を支払うものでございます。

2項徴税费、2目賦課徴収費10万円の減額は執行残でございます。

24、25ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は292万6,000円の増額で、国の補正予算により戸籍システムの改修を実施するものでございます。

5項統計調査費、2目指定等経費は46万2,000円の減額で、執行残でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は8万8,000円の減額でございます。民生児童委員活動事業7万6,000円の増額は民生委員選任による増額でございます。福祉計画策定事業については執行残の減額でございます。

3目社会福祉施設費は174万9,000円の減額で、火葬業務助成金は、小田原市斎場事務委託金は見込みによる減額でございます。

4目老人福祉費は625万円の増額でございます。

26、27ページをお願いします。人件費につきましては、随時改定による共済組合負担金の増額で、敬老事業については執行残の減額でございます。介護サービス事業者支援事業については、町内の介護施設に物価高騰のための助成をするものでございます。

5目障害者福祉費は2,245万7,000円の増額でございます。一般経費は、物価高騰などのため、障がい者施設へ助成をするものでございます。障害者自

立支援給付事業は、利用者の増により2,216万3,000円の増額、地域生活支援事業についても、利用者の増により115万6,000円の増額でございます。障害者福祉計画策定事業については、執行残の減額でございます。

6目国民健康保険事業特別会計繰出金は50万5,000円の増額で、保険財政安定化繰出金の確定によるものでございます。

7目介護保険事業特別会計繰出金は3万5,000円の減額でございます。繰出金は確定見込みによる増減で、介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

28、29ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は80万9,000円の増額でございます。小児医療費助成事業の助成医療費は見込みにより増額をするものでございます。子育て支援事業の償還金利子及び割引料は過年度精算による国への返還金でございます。

3目保育園費は98万1,000円の減額で、執行残の減額でございます。

5目認定こども園費は79万2,000円の減額で、こちらも執行残の減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は548万8,000円の減額で、こちらについても執行残の減額でございます。

30、31ページをお開きください。

2目予防費は262万7,000円の減額で、予防接種委託料の見込みによる減額でございます。

3目環境衛生費は54万1,000円の増額で、美化推進事業は執行残の減額でございます。地球温暖化防止対策推進事業は、EV急速充電器に変圧器の設置や、新たに電力引込線が必要になったことによる増額でございます。地区水道助成事業は嵐地区に助成をするものでございます。

2項清掃費、2目塵芥処理費は108万円の減額で、執行残の減額でございます。

3目し尿処理費は30万円の増額で、使用量の見込みによる増額でございます。

32、33ページをお開きください。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費は30万9,000円の減額で、視察研修の執行残の減額でございます。

3 目農業振興費は32万7,000円の減額でございます。鳥獣害対策事業の駆除助成金は、駆除数の増加による増額で、ジビエ普及推進助成金は、ジビエの利用拡大と普及啓発を目的とした活動団体を行う団体に助成をするもので、その他については執行残の減額でございます。

5 目農地費は20万3,000円の減額で執行残の減額でございます。

2 項林業費、2 目林業振興費は603万3,000円の減額で、林業促進事業の林道維持管理工事は、中川林道の維持管理工事で、その他については確定見込みによる執行残の減額でございます。

3 目猟区管理費は、5 万円の増額でございます。執行残の減額と、入猟承認増の増額分について規定により猟区管理委託料を増額するものでございます。

34、35ページをお開きください。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工業振興費は21万5,000円の減額で、執行残の減額でございます。

3 目観光費は、1 億1,521万8,000円の減額でございます。観光振興事業の道の駅山北助成金は9,000円などにより増額でございます。品川交流事業については確定による減額でございます。ふるさと応援寄附金事業については寄附額の減額見込みにより謝礼品や手数料、委託料を減額するものでございます。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は見込みより30万円減額するものでございます。

2 項道路橋梁費、1 目道路維持費は292万1,000円の減額でございます。

36、37ページをお開きください。橋梁点検委託料は執行残の減額でございます。負担金補助及び交付金の谷ヶ小山線維持管理負担金は事業費の確定による増額でございます。2 目道路新設改良事業163万3,000円の減額は、執行残の減額でございます。

3 項河川費、2 目丹沢湖砂利浚深費は17万6,000円の減額で執行残の減額でございます。

5 項都市計画費、1 目都市計画総務費は30万円の減額で、執行残の減額でございます。

2 目都市公園費52万1,000円の減額についても、執行残の減額でございます。

3 目下水道事業特別会計繰出金は1,000万円の増額で、下水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。

6 項住宅費、1 目住宅管理費は357万7,000円の減額でございます。町営住宅管理事業については執行残の減額でございます。

38、39ページをお開きください。特定公共賃貸住宅管理事業については、見込みによる増減で、地域優良賃貸住宅（山北）管理事業も見込みによる増減でございます。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は1,024万円の増額で、負担金の確定によるものでございます。

2 目非常備消防費は15万7,000円の減額で、見込みによる執行残の減額でございます。

3 目消防施設費は48万2,000円の増額で、修繕費は8 分団詰所の雨漏りを修繕するものでございます。

5 目防災対策費は786万4,000円の減額でございます。防災設備等維持管理事業、自主防災対策事業、地域防災計画事業は全て執行残の減額でございます。災害支援事業は能登半島地震職員派遣の第5 陣から第8 陣、5 名分の旅費を増額するものでございます。

40、41ページをお開きください。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は898万6,000円の減額でございます。人件費の市町村共済組合負担金は、特別職の変更による増額、会計年度任用職員経費の公立学校共済組合負担金は、人勧などによる増額でございます。その他につきましては、見込みなどによる執行残の減額でございます。

3 目奨学補助費は18万円の減額で、人数の減によるものでございます。

2 項川村小学校費、1 目学校管理費は157万5,000円の増額でございます。

42、43ページをお開きください。光熱水費については、見込みによる電気

料の増額で、修繕費については誘導灯の修繕を行うものでございます。

3 項山北中学校費、3 目給食費は200万2,000円の減額で、執行残の減額で
ございます。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園費は18万6,000円の減額で、施設維持管理事業
の修繕費はプールの塗装を補修するものでございます。会計年度任用職員経
費は見込みにより減額をするものでございます。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費は101万5,000円の減額で、執行残の
減額でございます。

3 目青少年育成費52万2,000円の減額は事業の確定見込みによる減額で
ございます。

4 目生涯学習センター費265万3,000円の減額は見込みによる執行残の減額
でございます。

44、45ページをお開きください。

6 款保健体育費、1 目保健体育総務費は21万円の減額で、執行残の減額で
ございます。

2 目体育施設費は56万8,000円の減額で、全て見込みや執行残の減額で
ございます。

12款諸支出金、1 項土地開発公社費、1 目土地開発公社費は21万6,000円の
減額で、土地開発公社の助成事業でございます町の代行取得していただい
ているものの借入利率が下がったことによる減額でございます。

13款予備費につきましては、7,316万1,000円を減額するものでございます。

次のページをお願いします。

給与費明細書でございます。こちらについては、後ほどお目通しをいた
だきたいと思っております。

説明については以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第23号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉

11番、児玉でございます。

ページ数でいくと、20ページ、21ページの企画費で、内容は23ページの説

明の上段のところになりますが、地域公共交通計画策定事業の山北町地域公共交通会議負担金486万2,000円、これが執行残とおっしゃっていましたが、これってやっていないってことですか。結構な金額で大きいかなと思っているんですが、この辺りの御説明をお願いします。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 地域公共交通会議は、4年度5年度で会議体をつくっているんですが、5年度で計画もほぼ固まりました。そうしましたら、国から補助金が出ましたので、その分、町の負担金が必要なくなったということです。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 ここの内容というのは何かどこかで説明ありました。まだこれからでした。これどっかで、私言ったと思うんですけど、企画費全般的にこれからのところですから、あんまりマイナスが出てきちゃうと、できればもう増額ぐらいな勢いで、ぜひこれからの将来に向けて、いろいろな会議も含めてやり足りないぐらいで、ぜひ進めてもらえればと思います。これは一つの意見でございますのでお願いします。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 昨年の決算のとき、児玉議員から言われたことは、しっかり、頭の中に入れております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 であれば、地域公共交通の中のデマンドバスですとか、清水、三保のほうの、そちらのほうに、6年度から事業を始めていただけないかなというふうに思うんですけども、残をそちらに回すということは、難しいとは思いますが、もしその辺が分かっていたのであれば、予算立てができなかったのかなというふうな思いがあるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 清水、三保のデマンド、試行をやらせていただきました。それを基に4年度5年度で新たな町内の交通計画をつくるということで、ここで計画が策定ほぼほぼできれば、今度はそれを今度具体的にバスをやろうとか、そういう話になってきますので、4月以降、速やかにそういうような形で検討のほうは進めていきます。

議長 長 ほかに質疑のある方。
池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 2 番、池谷です。
11ページになります、農林農林水産業手数料の入猟承認手数料40万8,000円
ございますが、この内容と件数等があるのであれば教えてください。

議長 長 環境課長。

環 境 課 長 入猟手数料でございます。こちらのほう、当初見込んでいたものより、実
技研修会とか回数も増やしてございまして、こちらのほう、参加される人
数が増えたことによりまして、三保鳥獣保護協会とは収益の40%をお支払
いをするという約束になってございますので、収益のうちの40万8,000円と
いうことでございます。

議長 長 ほかに質問のある方。
府川輝夫議員。

8 番 府 川 17ページの、ふるさと応援寄附金2億円減ということで、当初7億円が2
億減で、おおむね5億円ということなんですけど、これ実績数値なのでしょ
うけど、この辺の減の要因を説明願いたいと思います。

議長 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 今回、ふるさと応援寄附金につきましては2億円という大幅な減になっ
ておりますが、これの最大の要因は昨年の10月から制度が施行されました、
ふるさと納税の制度改正によるものだと思っています。

ちょうど10月に制度改正があって、山北町の主たる返礼品のおせち料理が
10月から受付開始という形になっておりました。ここで、報道などもあった
ので、御存じだと思いますが、そこら辺で駆け込み需要というのが全国的に
起こりまして、結果的にこちらのほうが応募が入ってこなかったもので、対前
年度比でいいますと、10月以降で3割程度しか入ってこなかったというのが、
この背景にあるものと思っております。これが原因かなと思っております。

議長 長 ほかに。
池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 ふるさと納税の部分で、企業版ふるさと納税で20万円の寄附ございますけ
れども、こちらのほう、2件というふうに伺いました。もし差し障りなく、

分かる範囲でお答えできればなんですけれども、この寄附をされた企業の事業内容、また地域がお答えできるようであれば教えてください。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 企業版のふるさと納税2件あるんですが、これ昨年に、町と中間事業者と契約をいたしまして、そちらの中間事業者が山北町ということで、2件の寄附を見つけてきていただいたというようなことになっております。

議 長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

大野徹也議員。

6 番 大 野 23ページの定住総合対策事業のほうの住まいづくり応援事業助成金、結婚新生活支援事業なんですが、こちらも執行残450万ということでよろしいですか。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 こちら、今年度令和5年度に新たに始めた結婚新生活支援事業の補助金になります。当初、こちらの補助が、婚姻届を出した時点で39歳以下の方ですと30万円、さらに夫婦ともに29歳以下ですと60万円ってことで補助の金額がついておりました。こちらは新たなものでしたので、件数も昨年令和4年度並みの婚姻の数と、29歳以下の60万円の10件を当初予定しておったんですが、ここで今届出のほうで、現状今2月の時点で4組ほどしか出ていないということで、町民税務のほうに確認しても、近年まれに見る少なさというところで。実情、今実績としましては、39歳以下の方が1件申請をされています。残りの方に関しましてはちょっと個人情報もあるので、なかなか詳細がつかめないのですが、夫婦の収入所得が500万未満というふうな、金額の対象の部分がございまして、なかなかちょっとここが夫婦で500万未満というのが該当してこないのかなというところで、現状まだ見込みで、その後2組ほど届出をしておりますので、そちらを踏まえた中で必要な部分を残しまして、ここで減額をさせていただいてるような形になります。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 制度的には非常によろしいかと思うんですが、私も言いたかったことは、所得制限があまりにも低いんじゃないかということで、使い勝手が悪いんじゃないかということで、もしまた今年度も、令和6年度もそのような事業の

展開を図るのであれば、その辺も改善していただいて、定住につなげるようにということで、お聞きさせていただきました。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 ありがとうございます。この部分に関しましては、国の補助というふうになっておりまして、県を通じて、この部分が使いが悪いってことは、国にも今お願いをしているところでございますので、そこら辺に関しましては、引き続き国のほうにはお話ししていきたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第23号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第19、議案第24号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第24号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和5年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億3,141万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは確定見込み等によ

る一般会計繰入金の増額で、歳入歳出それぞれ50万5,000円を増額するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第24号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

初めに、今回の主な補正は、歳入につきましては、財政安定化支援事業の県算定額の確定に伴い、一般会計からの繰入を増額するものと、歳出につきましては、療養給付事業を減額、高額療養給付を増額、過年度分の保険料還付金を増額するものとなります。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款繰入金について、50万5,000円を増額するものです。

歳出につきましては、2款保険給付費、6款諸支出金及び7款予備費を歳入と同額の50万5,000円を増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入につきましては、4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、財政安定化支援事業繰入金の県算定額の確定に伴い、一般会計から繰入金を50万5,000円増額するものです。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出につきましては、2款1項1目一般被保険者療養給付事業は、見込みに伴い381万円を減額するものです。

3目の一般被保険者療養費につきましても見込みに伴い51万円を増額するものです。

2項1目の一般被保険者高額療養費につきましては、償還払い対象者の増により330万円を増額するものです。

6款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては過年度分の国保税の還付対象者の増により45万円を増額するものです。

7 款 1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の調整により 5 万 5,000 円を増額するものです。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第 24 号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 24 号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第 24 号は原案どおり可決されました。

日程第 20、議案第 25 号 令和 5 年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第 25 号 令和 5 年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)。
令和 5 年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,220 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 1,756 万 3,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 4 日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは使用量の見込みによる減額で、歳入歳出それぞれ 2,220 万円を減額するものです。

詳細については、担当課から説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上 下 水 道 課 長

それでは、議案第25号 令和5年度山北町水道事業事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

第1表、歳入歳出補正でございます。

歳入につきましては、1款使用料及び手数料から7款町債までを2,220万減額し、補正後の額を4億1,756万3,000円に改めるものでございます。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで、同じく2,200万円を減額し、歳入と同額でございます。

続きまして、第2表、地方債補正でございます。流域下水道事業債、公営企業会計適用債の借入額が確定したため、限度額を8,400万円から6,200万円、1,490万円から1,390万円に改めるものです。

続きまして13、14ページをお開きください。

事項別明細書になります。

2の歳入でございます。2款1項1目の下水道使用料については、2,900万円を減額するもので、4月に料金改定をいたしましたが、排水量が減少しているため、減額するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金については、1,000万円増額し、7款1項1目の下水道債につきましては、借入額が確定したため、320万円を減額するものです。

続きまして15、16ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費は176万円の減額で、内訳は、流域下水道の管理負担金が確定により299万9,000円の減額、消費税が確定により123万9,000円の増額。

2目排水施設管理費は396万4,000円の減額で、光熱費については見込みで52万4,000円の減額。委託料は公営企業会計の委託業務等が確定により344万円減額するものです。

2款1項1目の排水施設費は、下水流域下水道の建設負担金が確定により、

216万円の減額です。

3 款 1 項 1 目の利子は、利子確定により88万円減額するものです。

4 款予備費につきましては、調整により1,343万6,000円減額するものです。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第25号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 25 号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第 25 号は原案どおり可決されました。

日程第21、第26号 令和5年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第26号 令和5年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,945万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,597万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、浄化槽設置事業の減であり、歳入歳出それぞれ1,945万1,000円を減額するものです。

詳細については、担当課から説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上 下 水 道 課 長

それでは、議案第26号 令和5年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

20、21ページをお開きください。

第1表、歳入歳出補正でございます。歳入につきましては、3款国庫支出金と4款県支出金を合わせまして、補正額1,945万1,000円の減額で、補正後の額は2,597万6,000円でございます。

歳出につきましては、1款事業費と2款予備費を合わせまして、1,945万1,000円の減額で、歳入と同額でございます。

続きまして、事項別で説明いたしますので、22、23ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

3款1項1目の循環型社会形成促進交付金につきましては、大型人槽の相談がなく、25人槽1基と50人槽1基分の減額補正を行うもので、689万6,000円を減額するものでございます。

4款1項1目の町設置型浄化槽事業補助金は同じく2基分の減額で、1,255万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目の浄化槽整備費の工事請負費を同じく大型人槽2基分を減額しますので、2,181万2,000円を減額するものでございます。

2款予備費につきましては、236万1,000円増額し、補正後の額は653万2,000円でございます。

説明は以上になります。

議

長

説明が終わりましたので、議案第26号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議

長

御異議ないので、議案第26号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手を願います。

(全員挙手)

- 議長 挙手全員。よって、議案第 26 号は原案どおり可決されました。
- 日程第22、議案第27号 令和 5 年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号) を議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町長 議案第27号 令和 5 年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)。
- 令和 5 年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算の補正。
- 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億1,366万3,000円とする。
- 2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
- 令和 6 年 3 月 4 日提出。山北町長 湯川裕司。
- 提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは確定見込み等による地域支援事業費の減であり、歳入歳出それぞれ139万4,000円を減額するものです。
- 詳細については担当課のほうから説明いたします。
- 議長 保健健康課長。
- 保険健康課長 それでは、議案第27号 令和 5 年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)について御説明申し上げます。
- 初めに、補正予算の概要ですが、歳入の主なものは、支払基金交付金及び国庫支出金は、変更交付申請に伴う減額とそれに伴う基金繰入金を増額するものです。
- 歳出の主なものは、保険給付費の増額及び地域支援事業費の減額となります。
- 25ページ、26ページをお開きください。
- 第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入は、1 款保険料から 8 款

繰入金まで139万4,000円を減額するものでございます。

27ページ、28ページをお開きください。

歳出は1款総務費から5款基金繰入金まで歳入と同額の139万4,000円を減額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

31ページ、32ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、1節の現年度分について調定額の見込みにより223万3,000円を減額するものです。

2款1項1目の地域支援事業負担金につきましては、1節の介護予防・日常生活支援総合事業負担金について、会食サービスの利用者負担を当初予算では2節の任意事業負担金4万4,000円を計上していましたが、国からの指導により、1節の介護予防・日常生活支援総合事業負担金に振り替えるものでございます。

2節任意事業負担金につきましては、配食サービスの利用料について、配食数の増により27万3,000円を増額するもの及び会食サービスの振替に伴う4万4,000円の減額でございます。

4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、保険給付費の社会診療報酬支払基金の負担分について、変更交付申請に伴い723万5,000円を減額するものです。

2目地域支援事業交付金につきましても、地域支援事業費の社会診療報酬支払基金の負担分について、変更申請に基づいて91万1,000円を減額するものです。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の国の負担分について、交付決定に伴い359万3,000円を増額するものです。

2項1目調整交付金につきましても、国の負担分について、変更交付申請に伴い、財政調整交付金は1,681万7,000円を、総合事業調整交付金は79万3,000円をそれぞれ減額するものです。なお、交付割合は3.61%の見込みです。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、変更交付申

請に伴い、それぞれ67万5,000円、241万4,000円を減額するものです。

4目事業費補助金につきましては、県が管理する介護保険指定機関管理システム及び町村情報システムに係る回収総額の町負担分に係る国庫補助、合わせて36万2,000円の増額です。補助率は2分の1です。

8目保険者機能強化推進交付金及び9目保険者努力支援交付金は交付決定額に伴い、それぞれ6万5,000円、87万6,000円の増額です。

33ページ、34ページをお開きください。

6款1項1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費に対する県の負担分で412万3,000円の増額です。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、変更交付申請に伴い、それぞれ42万2,000円、120万7,000円を減額するものです。

8款1項1目一般会計繰入金は、1節介護給付費繰入金、2節地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び、3節地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきまして、保険給付費及び地域支援事業費の見込みにより、町の負担分をそれぞれ増額と減額を行うものです。

4節の1号被保険者保険料負担軽減分繰入金につきましては、軽減対象者の増により、国2分の1、県と町が4分の1ずつ負担する分として78万7,000円を一般会計より繰入れするものです。

6節事務費繰入金は、歳出の一般経費等事務費に係る増額分として6万1,000円を繰り入れるものです。

2項1目介護給付費基金繰入金につきましては、主に社会診療報酬支払基金及び国の負担分の減額により、2,205万3,000円を取り崩すものです。

35ページ、36ページをお開きください。

続いて歳出でございますが、1款1項1目の一般経費の10節需用費の印刷製本費12万6,000円の減額につきましては、介護保険制度のパンフレットの印刷製本費について、在庫により3月までは対応できるめどが立ったということ。令和6年度の保険料改定等に対応した印刷製本費を令和6年度当初予算に計上しているため、減額するものです。

18節負担金補助及び交付金につきまして、県が管理する介護保険指定機関

管理システムについては、改修費用が見込みより減となったため5万6,000円を減額し、町村情報システムについては改修費の増額により40万6,000円を増額するものです。

3項1目認定調査費につきまして、11節役務費は、主治医意見書の件数の増により10万3,000円を増額し、12節委託料は、県外等遠方地の認定調査の委託件数の減により8万3,000円を減額するものです。会計年度任用職員、パートタイム経費につきましては、介護認定調査費について見込みから報酬を29万円増額し、費用弁償を5万5,000円減額するものです。

4項1目運営協議会費につきましては、運営協議会の開催回数から報酬と旅費を減額するものです。

2款1項1目の介護サービス等給付費は、給付の支出状況の見込みから509万円を増額するものです。

37ページ、38ページをお開きください。

2項1目の介護予防サービス等給付費につきましても、給付の支出状況の見込みから203万8,000円を減額するものです。

3項1目の審査手数料は、国保連に支払う審査手数料を12万円減額するものです。

5項1目の特定入所者介護サービス等費につきましても、給付の支出状況から17万円を増額するものです。

6項1目の高額医療合算介護サービス費につきましても、給付の支出状況の見込みから54万円を減額するものです。

39ページ、40ページをお開きください。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましても、総合事業に係る第1号訪問事業負担金を50万円、第1号通所事業負担金を38万円、それぞれ給付の支出状況から減額するものです。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業利用者に係るプランの作成に係る負担金で、こちらも見込みから101万円を減額するものです。

2項1目の一般介護予防事業費は、65歳以上介護ボランティアポイント制度登録者への謝礼及び介護予防塾に係る費用を減額するものです。転倒骨折予防教室委託料は契約に伴う執行残を減額するものです。会食サービス事業

委託料の75万1,000円の増額は国の指導により、3項任意事業に計上していたものを本科目に振り替えるものです。会計年度任用職員、パートタイム経費は、介護予防事業に係る看護師、ヘルパーの報酬、期末手当を減額するものです。

41、42ページをお開きください。

3項1目の包括的支援事業につきましては、地域包括支援センター運営事業と生活支援体制整備事業の委員報償、旅費は運営協議会等開催回数の減によるものです。地域包括支援センター運営委託料の11万9,000円の減額は契約に伴う執行残を減額するものです。認知症総合事業の減額は医師の講師謝金と研修旅費を減額するものです。認知症地域支援ケア向上事業は、認知症カフェ、全国的には「オレンジカフェ」と呼んでいますが、山北町では「ひだまりカフェ」と呼んでいます。における認知症専門医の講師の謝金を予定していたものですが、コロナ感染症要望もあり、医師を招いての開催は中止したことによる減額です。なお、ひだまりカフェ自体は月1回のペースで実施しており、当事者とその御家族が毎回参加されています。地域支援推進事業助成金は、現在実施しているひだまりカフェ以外の会場での実施を考えていたものですが、参加者の状況やコロナ感染症予防も踏まえ、実施しなかったため減額するものです。会計年度任用職員経費は生活支援コーディネーターに係る報償費等を減額するものです。

2目任意事業費は、成年後見制度利用支援事業は、町長申立てに伴う利用者4名ですが、令和5年度中の支払見込みは2名分のため、後見人への報酬が減額となったものです。需用費、役務費については、今年度の町長申立ての見込みがないため減額するものです。地域自立生活支援事業は、配食サービスの委託料について配食数の増により57万4,000円を増額し、会食サービスについては国の指導により、2項一般介護予防事業費に振り替えるため、減額するものです。介護相談員事業につきましては、コロナの影響で予定を縮小した関係で減額するものです。なお、3月からは月1回のペースで施設等への訪問を再開する予定です。

43、44ページをお開きください。認知症サポーター等養成事業につきましては、認知症サポーターステップアップ研修に係る消耗品ですが、認知症地

域支援推進員が自作作成した資料を使用したため減額するものです。なお、3月1日に、山北中学校3年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しております。

5款1項1目の介護給付費基金積立金につきましては、歳入の保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金が増収となったことに伴い、94万1,000円を積増しするものです。

45ページから46ページは給与費明細となります。

後ほどお目通しくださるようお願いします。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第27号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 44ページの認知症サポーターの養成講座なんですけども、これ中学生を対象に行うと言われたんですけども、中学何年生を対象に行う予定なのでしょうか。

議長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 何年生を対象にしているか、中学校3年生です。県立高校の受験が終わった後、いつもその時期にやらせていただいております。

議長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 もう一点なんですけども、認知症カフェについてお聞きしたいんですが、ひだまりカフェという名前で月1回開催しているって言われたんですけども、これは第何曜日とかという形で決めてあるのですか、それともその月で決めるのですか。

議長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 会場の都合もあつたりしますので、毎月第何曜日と決めたいんですけども、決められないところがありまして。ですが、基本的には月末に行ってます。

6年度は1年間のやる日を、もう前もって決めましょうということでしてございます。

議長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

40ページの一般介護予防事業費のところ、介護ボランティアポイント制度事業13万6,000円の減額ですが、何人ぐらい利用されたのでしょうか。利用って、お支払いって言ったらいいかしら。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 主に、介護予防塾に来ていただいているボランティアということになりますので、20人ほどだと思います。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 20人というのは、少ない、通常に比べてどんな割合なんですか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 以前は確かにもっと多かったですけども、だんだんボランティアさんも高齢化してきているというところがあって、もう、ちょっとできないわという方もいらっしゃったりして、経過としては減っているというのが現状でございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 一般質問でもさせていただきましたから、またこれからも拡大していけるといいことであると思います。

それで、あと2点だけ伺います。

その下の通所介護予防事業の講師謝金と転倒骨折防止50万5,000円、これ両方とも割と謝金にしては額が多いと思うんですよ。コロナで開催できなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 転倒骨折予防事業につきましては、入札だったんですけども、入札が不調になった関係で、事業者と随意契約とをしたわけなんですけど、その中で50万5,000円が予算より余ったため、執行残として残るため減額をしたというものでございます。

あと、それから講師謝金につきましても確かに額が大きいんですけども、コロナのこともありますし、今、以前は午前と午後と両方やっていたんですけども、今現状ボランティアも大分厳しくなってきたというところから午前だけの開催に切り替えてやっているなんていうこともありまして、講師謝金のほうが減っているというところでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 もう一点よろしいでしょうか。

その上のところなんです、介護予防生活支援事業、ここも訪問事業、介護予防認定を受けている方が対象なんですか。それと、あと通所の方、ここやはり50万と38万なんです、不用額というか残ってしまったというのは、利用者が減っているということはあるんでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 ここ、1号訪問事業と1号通所事業ですけども、対象者としましては、要支援1、2それから基本チェックリストによって総合事業対象者となった方が対象となります。減額となりましたのは、あくまで見込みに対しての実績からすると、予算を減額したほうがいいたろうということであって、利用者数が減ってるとかそういうことではございません。

5 番 瀬 戸 もう駄目ですか。

議 長 ほかに、ほかの方がいらっしゃらなかったら。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

では、いらっしゃらないようです。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 すみません。ただいまの御答弁の中の続きですけれども、やはり見込みを予算づけしてくださったのに、もったいないと思うので、もっと行きたいと思ってる人もいないかもしれませんので、その辺はケアマネジャーさんとか支援員にアドバイスしていただいたりして、できるだけこの辺の方はまだお元気な方、入所で介護度が上がってしまうような方とは違うので、ぜひこの辺に力を入れてまた進めていただきたいと思います。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 実際のプランを組んでいるのは地域包括支援センターになりますので、今のお話は地域包括支援センターにもお伝えさせていただきたいと思います。

ただですね、何といいますか、何でも使えよ、いっぱいというわけでもないとは思いますが。そこは地域包括支援センターが実際対象となる方のプランを組んでやっていますので、そのプランが、午前中も申し上げましたが、自立に即するようなプランになって、この1号訪問や1号通所が実行さ

れるということが理想ですので、そこを踏まえた中で包括とも話し合っていきたいと思います。

議 長 ほかに質疑のある方。

質疑終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 27 号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第 27 号は原案どおり可決されました。

日程第23、議案第39号 町道路線の認定について(町道277号 水上5号線)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第39号 町道路線の認定について(町道277号 水上5号線)。

町道路線の認定について、次のとおり道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、新規路線開設に伴い、町道の認定を提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 それでは、議案第39号 町道路線の認定について(町道277号 水上5号線)を御説明申し上げます。

本路線は、上本村地区にあります町営前耕地住宅の間を通り抜けまして、岩流瀬用水を横断した後、尺里川沿いに位置します町道水上2号線までを結ぶ路線でございます。

今定例会で提案させていただいた経緯でございますが、今から1年ほど前に、町営前耕地住宅の地権者から土地の返還を求められました。その後交渉する中で、現状で道路となっている部分につきましては、用地を提供してい

ただくことで御了解が得られましたので、今後は町道として維持管理したく、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

なお、かかる用地費につきましては、令和6年度当初予算の中で計上させていただきます。

それでは、1枚おめくりください。

路線番号、277。

路線の名称、水上5号線。

起点、向原字前耕地181番1。

終点、向原字水上188番1。

路線の内訳、総延長、実延長とも107メートルでございます。

もう一枚おめくりいただきたいと思います。

案内図になりますが、中央の太線のL字で示した部分が本路線でございます。

起点を、町道上本村宿線との接点としまして、終点を町道水上2号線との接点としており、町道と町道を結ぶ路線となっております。

説明については以上でございます。

議	長	説明が終わりましたので、議案第39号について質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。 質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
---	---	--

(「異議なし」の声多数)

議	長	御異議ないので、議案第39号を採決いたします。 原案に賛成者は挙手願います。
---	---	---

(全員挙手)

議	長	挙手全員。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。 日程第24、議案第40号 指定管理者(非公募施設)のを議題といたします。 提案者の説明を求めます。 町長。
---	---	--

町	長	議案第40号 指定管理者(非公募施設)の指定について。 地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を別紙のとおり指
---	---	---

定するものとする。

令和6年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立畑集会所及び山北町ひだまりの里の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

企画総務課長。

企 画 総 務 課 長

それでは、議案第40号 指定管理者（非公募施設）の指定について御説明申し上げます。

今回の指定管理者の候補については、令和6年2月7日に開催した山北町指定管理者選定委員会において選定したものでございます。

1枚おめくりください。

山北町公の施設の指定管理者（非公募施設）の指定について。

- 1、維持管理を行わせる公の施設の名称、山北町立畑集会所。
- 2、指定管理者となる団体の名称、畑自治会。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和16年3月31日まで。
- 1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立ひだまりの里。
- 2、指定管理者となる団体の名称、ひだまりの里運営協会。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第40号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長

御異議ないので、議案第40号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手を願います。

（全員挙手）

議 長

挙手全員。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、散会といたし

ます。

なお、午後 2 時45分より予算特別委員会現地調査を行いますので、正面玄関にお集まりください。

(午後 2 時31分)